

平成20年第4回
利根町議会定例会会議録 第2号

平成20年12月9日 午前10時開議

1. 出席議員

1番	能登百合子君	8番	佐々木喜章君
2番	高木博文君	9番	今井利和君
3番	西村重之君	10番	五十嵐辰雄君
4番	白旗修君	11番	会田瑞穂君
5番	守谷貞明君	12番	飯田勲君
6番	高橋一男君	13番	若泉昌寿君
7番	中野敬江司君	14番	岩佐康三君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	井原正光君
総務課長	福田茂君
企画財政課長	秋山幸男君
広域行政推進室長	木村克美君
税務課長	矢口功君
町民生活課長	高野光司君
健康福祉課長	師岡昌巳君
経済課長	石井博美君
都市建設課長	飯田修君
会計課長	蓮沼均君
教育長	伊藤孝生君
教育委員会事務局長	鬼沢俊一君
水道課長	飯塚正夫君

1. 職務のため出席した者の氏名

議会事務局長	吉浜昇一
書記	蛭原一博
書記	坂本隆雄

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成20年12月9日(火曜日)

午前10時開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分開議

議長(岩佐康三君) おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これから議事日程に入ります。

議長(岩佐康三君) 日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

1番通告者、10番五十嵐辰雄君。

[10番五十嵐辰雄君登壇]

10番(五十嵐辰雄君) おはようございます。

1番通告、10番五十嵐辰雄でございます。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

5点に分けて質問いたします。

まず、1番ですが、町の行財政改革と平成21年度予算編成でございます。

世界的金融不安から、1929年の世界恐慌の再来と、資本主義経済の終焉と言われ、需給の悪化により経済は極めて深刻です。物価の高騰、いわゆるインフレが進行し、同時不況の時代でございます。自動車産業で、米国のビッグスリーと言われたGM、フォード、クライスラーのこの3社が、経営危機に陥っております。これは予期せぬ出来事でございます。自動車産業がアメリカで発展し、まだ100年を経過しているにすぎません。だれもが予期せぬ大事件でございます。地方自治体の先が見えない、未曾有の危機的状況でございます。

そこで、次の2点について、行政の最高責任者である井原町長にお尋ねいたします。

まず、1番でございますが、集中改革プランの進みぐあいをお尋ねしますが、あわせま

して集中改革プランの追加版が発行されました。ですから、最初の集中改革プランと次の集中改革プランの追加版を合わせてお尋ねいたします。

2番ですが、現下の行財政改革と次年度予算編成の方針をお尋ねいたします。

2番でございますが、いろいろな審議会等委員の公募、並びに審議会等の会議の公開についてでございます。

これにつきましては、町政に町民の参加を一層推進し、町政に対する町民の理解を深めるために、審議会等の委員の公募並びに審議会等の会議を公開することについてお伺いします。

そこで、次の3点について具体的にお答えください。

審議会等委員の公募制については、私は、これまで議会の一般質問で、何回となくその公募制の導入について要請してまいりましたが、現在は、検討中でありましてまだ実現はされておられません。地方自治制度は、住民自治が基本でございます。公募制を導入する考え方をお尋ねいたします。

そこで、審議会等の会議の公開に関する運用規定等についてのお考えも、あわせてお尋ねします。

それから、審議会、いろいろな会議等開催しておりますが、その会議の開催について、一般の町民が審議会等を傍聴したいと思っても、その告知する手段が今のところないのでございます。ですから、前もって役場の広報紙、それからインターネットのホームページ等に審議会等の開催することについてのお知らせ、そういったもののお考えをお願いいたします。

それから、3番でございますが、利根町情報公開条例、並びに利根町文書管理規則に規定する情報の開示請求できる範囲でございますが、今、町民としては、町の行政に対する公開について非常に期待性を持っております。広報紙並びにお知らせ版ぐらいしか、町の行政についての公開性は余り散見されませんので、町民が知り得る範囲、こういったものをできるだけ公開してほしい。

それについて具体的にお伺いしますが、利根町情報公開条例第7条がありますね。これが公開条例の根幹とする部分でございます。ですから、利根町情報公開条例第7条と、それに関係します利根町文書管理規則第22条について、その趣旨と解釈と運用でございますが、この3点セットで、開示、非開示の区分と範囲、判断する基準、それについて概略をお伺いします。

4番でございますが、防災士の養成でございますが、防災士とはどんなものかと申し上げますと、これは民間防災力向上の決め手としてスタートしました。そして、全国で災害時に活動しております。

防災士になるにはどういう制度があるかと申し上げますと、これは認定の研修期間のカリキュラムがありまして、そこで地震災害、土砂災害、洪水災害等の災害を対象として勉強い

たします。そして、所定の課程が終わった段階で、今度は防災士の資格試験を受けます。そこで合格したときには、地元の広域消防とか防災士関係の機関において救急救命の実際の講習会を受けます。そして、すべての要件を満たした場合に防災士の資格取得ができます。一定の災害とか火災とか地震災害、そういうときに、ある程度の知識を会得して防災士として活動できます。これは国家資格に近いものですから、相当権威があります。

そして、これはあくまでもボランティアの仕事でございますが、今、町には自主防災組織でございます。ですから、自主防災組織の機能強化の活動を援助するためにも、防災士はどうしても必要ではないかと思えます。

そこで、町では、防災士を取得するために、幾分なりとも補助制度をつくって、防災士の資格取得に対する講習会の受講とかいろいろな諸費用の補助金の制度、こういったものを設ける考えがあるかどうか、お尋ねします。

最後でございますが、空き地に繁茂した雑草等の除去に関する条例の制定でございますが、簡単に申し上げますと、空き地に雑草等が繁茂し、火災や犯罪の発生の原因となり、生活環境を悪くします。特に、宅地造成された住宅区域においては、空き地、空き家が散在し、放置されたままの状況が散見されます。空き地に繁茂した雑草等の除去に関する条例をつくり、生活環境保全に努めるようにしてください。

そこで、空き地の所有者もしくは管理者に対して、雑草を刈るように助言指導するお考えがあるかどうか、お尋ねします。

続きまして、雑草等の除去とか費用負担、そういった命令でございますが、これに対するお考えもあわせてお尋ねします。

以上で、1回目の質問を終わります。

議長（岩佐康三君） 五十嵐辰雄君の質問に対する答弁を求めます。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） それでは、五十嵐議員の質問にお答えをしてみたいです。

まず、次年度の予算編成方針等でございますけれども、この件に関しては、12月5日の冒頭にもごあいさつの中で触れておきましたけれども、議員ご指摘のように、世界経済につきましても、アメリカのサブプライムローン問題に端を発した金融危機によりまして世界同時株安が進行するなど、景気は大幅な減速局面を迎えております。

ご指摘のように、IBMが、1930年代で最も深刻な金融ショックとの見解を示しておりまして、また、グリーンSPAN前FRB議長が、100年に一度の津波という表現をするほどの未曾有な危機にあると感じております。

日本経済につきましても、日本の大手企業と申しますか、代表するような大きな企業が相次いで大幅な減収を発表しておりまして、金融危機の影響が既に出始めている、景気が後退局面に入ったとの認識を示しております。先行きにつきましても、金融危機の一層の

深刻化や世界経済の一層の下振れ、株式、為替相場の大幅な変動などから、さらなる景気後退が懸念されているところでございます。

そのような中で、地方財政につきましても、三位一体改革における地方交付税の大幅かつ急激な削減により、本町財政は極めて厳しい状況に置かれているところでございます。このような中で、これまでも、職員の給与カットなどを行いまして、行財政改革に懸命に取り組んできているところでございます。そういうこともございまして、財政状況の悪化に歯どめがかからない状態が、今、まだ続いているということでございます。

このような危機的状況を克服いたしまして、町財政の健全化を図るためには、大幅に削減された地方交付税の復元、充実が不可欠でありますことから、6団体を通じまして国に対して強く今後も働きかけをしていきたいと思っておりますところでございます。

町の平成21年度予算編成につきましても、既に職員には通知しているところでございますけれども、集中改革プランなどにより経常経費の歳出削減をしている中で、削減よりもそれ以上に経常的収入の減収が大きく、基金の取り崩しによる歳入確保により黒字を維持している状況でございます。このため基金残高が減少して、厳しい財政状況でございます。

このことを全職員が認識をいたしまして、この危機的状況を打開していかなければならないことから、既存の事務事業の徹底した見直しや歳入の確保について、それぞれの事務事業についてさまざまな観点から徹底した議論をした上で予算編成に当たるよう、指示したものでございます。

次に、集中改革プランの19年度の進みぐあいについてでございますけれども、先週12月5日金曜日発行の「広報とね」12月号において、「総額5億5,000万円の効果、集中改革プランの目標達成」と題しまして、平成19年度の行政改革の取り組みについて実績の内容を町民の皆様方にお知らせをしたところでございます。

現在、利根町におきましては、平成17年度から平成21年度までの5カ年間にわたり、利根町集中改革プランをもとに行政改革を実施しているところであります。この集中改革プランは、平成17年度から平成21年度までの5カ年間の行財政改革の具体的な施策をまとめたものでございまして、プラン3年目である平成19年度の実績は、水道事業を除くすべての会計における平成16年度と平成19年度の決算を比較して実績を算出したものであります。

集中改革プランにおける平成19年度の目標効果額総額5億4,600万円に対しまして、5億5,027万4,875円の実績となりました。目標効果額を約400万円上回りまして、100.8%の達成率となっております。平成17年、18年度に引き続きまして、3年連続で目標を達成することができました。

まず、初めに歳入削減の取り組みの成果についてでございますが、人件費の削減につきましましては、目標効果額1億6,600万円に対しまして、2億1,320万円の削減となりました。職員の定員の抑制につきましましては、平成17年度から平成21年度までの5カ年間に19人削減し、平成22年4月において、町長、県派遣職員を除く職員数を160人とすることを目標と

しております。職員数は、勸奨退職や定年退職などにより、平成17年度において4人、平成18年度において6人、平成19年度において11人、3カ年合わせて21人の減となりました。これら職員数の減少、職員手当の削減により、職員給与が1億2,666万円の削減となっております。

平成19年4月1日現在、職員数は162人となっており、この職員数は、国が定めた全国の類似団体の町村の職員数の平均を100とした場合、利根町の指数が85となり、平均より15%少ない職員数で、現在行政サービスを行っている状況でございます。

また、特別職人件費が1,677万円の削減、議員報酬が2,893万円の削減、非常勤特別職報酬が2,701万円の削減、その他の項目で1,383万円の削減となっております。

次に、旅費等の削減についてでございますが、消防団員などの非常勤特別職の費用弁償、特別職、議員、職員の旅費や町長等交際費などの削減目標がございます。特別職、議員、職員の日当廃止や町長等交際費の支出抑制などによりまして、1,498万円を削減できました。平成19年度決算におきまして495万円を旅費として支出しておりますが、この中の大部分は、消防団員の水防や火災出動、訓練時の手当である費用弁償となっております。

次に、内部管理経費の節減につきましては、光熱水費、消耗品費、印刷製本費、食糧費などの需用費や役務費の節減に取り組んでおります。この内部管理経費の節減につきましては、4,821万円の削減となりました。冷暖房温度を夏は28、冬は20に設定し、特に暑い日や寒い日に限定するなど、節電等により886万円削減することができました。また、消耗品、印刷製本費の節減につきましては、プリンタートナー再生品等の購入やコピー用紙の一括購入、封筒印刷等の一括発注などによりまして2,972万円の削減、その他の項目で963万円の削減となっております。平成19年度決算におきまして食糧費として39万円を支出しておりますが、これらは、主に各学校における来客用の茶葉代や旧福祉センター利用者のための茶葉代となっております。

次に、委託料の見直しについてでございますが、公共施設や道路、公園などの維持管理費、電算関係費の見直しなどにより委託料の削減に取り組んでおります。この委託料の見直しにつきましては、1億1,777万円の削減となりました。職員による公共施設の清掃、道路、公園の草刈りの作業の実施によりまして5,687万円の削減となりました。また、電算機の再リースなどによりまして3,742万円の削減、その他の項目で2,348万円の削減となっております。

次に、補助金の見直しについてでございますが、町単独補助金の公共性、必要性などを見きわめながら整理、合理化を進めているところでございます。この補助金の見直しにつきましては、1億2,641万円の削減となりました。平成16年度に77件、総額2億1,615万円あった町単独補助金を、平成19年度には30件、8,973万円まで整理いたしましたところでございます。その他、利根中学校と新館中学校の統合などによりまして2,406万円の削減となりました。

次に、歳入確保の取り組みの成果についてお話し申し上げます。

収納対策の強化につきましては、自主財源の確保及び税負担の公平性の観点から、町税、国民健康保険税、下水道料、保育料などの滞納整理を強力に推進しております。平成19年度決算における収納率は、町税が92%、国民健康保険税が81.6%、下水道料が88.7%、介護保険料が97.8%、保育料が98.6%となっております。

平成19年度におきましても、収納率向上のため日常の徴収活動や管理職による滞納整理の特別推進などを実施しておるところでございます。また、平成20年度におきましても、町税等の滞納整理を強力に行い、収納の向上に取り組んでいるところでございます。

次に、町有地の売却により137万円の確保となりました。これは、布川地区の未利用地となっている農地である町有地8筆1,368平米を売却したことによるものでございます。今後とも、使われていない町有地を積極的に売却をいたしまして、行政のスリム化を図っていきたいと考えております。

次に、公共料金の見直しに伴い427万円の確保となっております。これは、公共施設使用料、各種住民健診料、保育料の見直しなどによるものでございます。行政サービスに対して、原価等を考慮し、受益者負担の適正化の観点から、今後も定期的に公共料金等の見直しを行っていきたいと考えております。

次に、平成20年度の新たな取り組みについてお話しいたします。

平成20年度におきましては、平成19年度までの実績を検証し、さらなる行政改革に取り組んでいるところでございます。歳出削減の取り組みにおきましては、人件費の削減の中で職員給料の減額を実施しております。この職員給料の減額につきましては、議員の皆様方からいろいろな意見も出されておりましたが、利根町では初めて独自に減額に踏み切るわけで、利根町の将来を見据えて、職員の皆様方には涙をのんでいただいた思いでございます。

また、職員手当である時間外勤務手当のさらなる削減や管理職手当の40%カットを行いました。さらに、定年退職と同様に早期勧奨退職時の特別昇給制度の廃止も行いました。

職員数の抑制につきましては、平成20年4月1日現在の町長、県派遣職員を除く職員数は156人となっております。この職員数は、集中改革プランの目標である160人を2年早く達成している状況であります。行政サービスの水準を保つためには、一定程度の職員数が必要になると考えますが、将来の職員数の大幅減少に備えて新規職員を採用しながら、引き続き職員数の抑制に取り組んでいきたいと考えております。

次に、公共施設の見直しについてでございますが、保健センター、福祉センターの統合に取り組み、4月から新たに保健福祉センターとしてスタートいたしました。

また、小学校の統合といたしまして、教育環境の維持向上を図るため、布川小学校と太子堂小学校、文間小学校と東文間小学校の統合に取り組み、4月から、布川小学校、文間小学校として新たな歴史を刻み始めたところでございます。

事務事業の見直しの取り組みにつきましては、居宅介護サービス事業、いわゆるデイサービスについて、町民の皆様方から請願が議会に提出されるなど、各方面から議論をしていただいた結果、民間にできるものは民間に移すべきとの観点から、民間事業者にサービスをゆだねるため、4月から廃止としたものであります。

今後も厳しい財政状況でございますが、歳出の削減を図りながら財源の確保に努力し、行政サービスの維持、向上に努めてまいりますので、皆様方のご理解とご協力をお願いする次第でございます。

次に、審議会委員の公募制及び審議会等会議の公開性についてお答えをいたします。

委員の公募制度につきましては行政への住民参画の一環として、また会議及び議事の公開につきましては開かれた行政のあり方として、全国的に進みつつあるところでございます。

委員の公募や会議等を公開する場合、自治基本条例や公募制に関する条例を制定するもの、またそれぞれの審議会等の条例や規則において規定するなど、自治体によってその規定方法はさまざまであります。

町といたしましては、住民参画や開かれた行政のあり方を踏まえつつ、審議会等の性質が公募や公開に適するか否かを検討する必要があると考えておりますが、人件費を抑制する中、これらの実施による事務量の膨らみも懸念するところであります。

いずれにいたしましても、これからの取り組み、仕組みづくりにつきましては、今後の検討課題としたいと考えております。

次に、利根町情報公開条例、並びに利根町文書管理規則に規定する開示請求できる範囲についてお答えをいたします。

文書管理規則第22条では、あくまで起案の方法について規定しているものであり、開示、非開示の区分及び範囲につきましては、情報公開条例第7条の規定によるものとなります。

情報公開条例第7条では、公文書の開示請求に係る文書に非開示情報が記載されている場合を除き公文書を開示しなければならないという、原則公開の基本的な考え方を定めたものであります。

非公開情報とは何かということですが、同条第7条の第1項から第8号までに規定されております。主なものを簡単に申し上げますと、法令により非開示されているもの、個人情報が含まれているもの、法人や個人の事業活動情報、犯罪の予防や捜査情報などがございます。

情報の開示、非開示につきましては、このほか細かい規定があるため、これらの解釈につきましては、情報公開事務の手引きを作成して運用しておりますので、ご参考にさせていただければと思います。

次に、防災士の養成についてでございますが、防災士とは、議員おっしゃるように、社会のさまざまな立場において減災と社会の防災力向上のための活動を行い、さらにそのた

めに十分な意識、知識、技能を有する者と定義されております。

防災士の役割は、平時におきましては防災意識の啓発に当たるほか、大災害に備えた自助、公助活動等の訓練、防災の救助等の技術の錬磨などに取り組みます。また、特に防災救助計画の立案等にも参画いたします。災害発生時には、それぞれの所属する団体、企業や地域などの要請により、避難や救助、救命、避難場所の運営などに当たり、地域、自治体など公的な組織やボランティアの人たちと協働して活動を行います。

議員ご指摘のように、防災士になるためには、日本防災士機構が認定した研修機関による防災士養成研修を受けてその履修証明を取得すること、次に日本防災士機構の防災士資格取得試験を受験して合格すること、さらに各自治体、地域消防署、日本赤十字社等の公的機関またはそれに準ずる団体の主催した救急救命講習を受け、その修了証を取得することが必要となります。

講習は3日間でございますが、東京都内で行われる開催は年に数回しか実施されておられません。また、費用も、講習料、受験料、交通費を合わせると1人当たり7万円程度かかります。このような資格取得には、多くの費用と時間が必要となります。

利根町の自主防災組織の現状を見ますと、防災担当の役員の方が1年で交代してしまうところが多いと聞いております。今年度中には、各区長さんや防災担当の役員の方と利根消防署、町の防災担当課で防災会議を開き、各地域の防災訓練の状況や防災に関する課題等につきまして話し合いを持ちたいと考えております。この中で、防災士の養成についても検討していきたいと考えております。

最後に、雑草等の除去に関する条例の制定についてお答えいたします。

現在、空き地の雑草等につきましては、地元区長等から除去の相談があった場合、町で土地所有者を調査し、本人あてに通知し、除草をお願いしております。遠方で本人が処理できない場合などは、業者を紹介しております。また、火災等のおそれがあると思われる場所につきましては、利根消防署におきまして対応しているところです。あくまでも土地所有者が管理することが原則でございますので、所有者をお願いしている現状でございます。

議員ご質問の条例制定でございますが、近隣の条例制定を見ますと、指導、助言、それでも実施されない場合は命令書ということで対応しております。必要に応じた土地所有者から委託を受け、処理される方法がありますが、あらかじめ土地所有者からの処理費用納入後、除草を行っているということでございます。

また、行政代執行という制度もあるようですが、処理費用における未払いの問題も生じてくることも考えられ、経費削減の中で大切な税金を除草されない方へ投じることは不公平が生じることも懸念いたしております。

今年度、四季の丘の住宅地におきまして、土地所有者である会社が破産に陥り、管理ができない状況になりましたが、区長さんを初め住民の方々が立ち上がり、環境や美化を損

なわないようにと、除草を実施していただいた経緯がございます。

このように、今まで住民と行政とが協働で築き上げてきた信頼関係や協力関係も大切であると思っておりますので、条例制定には、いまして時間をかけ検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 10番五十嵐辰雄君。

10番（五十嵐辰雄君） それでは、2回目の質問をいたします。

今、1番目にお願ひしました利根町の行財政改革と次年度の予算編成については、事細かに長時間にわたりまして町長から篤と説明受けました。いろいろたくさんございますので、1番について1点だけ絞り込んでお伺ひします。

集中改革プランの追加版でございますが、この中に21施策、たくさんございます。手元にその改革追加版がありますけれども、その中で保育料、5番目の公共料金の見直しでございますが、施策としまして4番目の保育料の見直しというのがあります。

この内容でございますが、受益者負担の適正化の観点及び見直しを図るわけでございますが、21年度で3年を経過することから保育料の見直し、多分これは値上げというふうに理解しても悪くはないと思うんですが、今、全国的に少子化でございます。今期定例会に一般会計の補正予算が提案されております。その中で、保育料の委託料2,051万1,000円という減がございます。これは、説明によりますと児童数の減少と。児童数減少すれば、当然、保育所に通う児童も減少します。当初から相当緻密な査定とか積み上げをしました予算でございますが、4月にスタートした予算でございますが、12月で2,000万円以上の減額、保育所に払う金額が2,000万円単位で減ってしまうと。これは児童数の大幅な減少と思うんです。

そこで、現在の利根町の保育料ですが、保育料の徴収は国で決めた基準がございます。現在の保育料の基準でございますが、国の基準の何%、何割ぐらい利根町では徴収しているんでしょうか。

保育所の場合ですと、保育士の配置基準がございます。年齢別に児童を扱う人数が決まっておりますが、その基準に合わせた現在の人数、保育士の人数、そういったものもお伺ひします。

ここで値上げしますと、少子化対策には逆行すると思うんですね。ですから、予算がなくても、厳しいけれども、重点施策に重点的に予算を配分するのが町長の責任でございます。総花的に何%削減しました、削減した、削減したという数字だけを合わせて、美観としては行政はまずいですね。やはり重点施策については重点的に予算を配分し、利根町の再生を図るといことが財政改革でございます。

それから、2番でございますが、審議会の公開とか委員の公募というのは、今、事務的に検討中だそうでございますが、公募とか公開とか、それから議事録の公開についても、

職員の事務量の増大とか、いろいろかかるそうでございますので、それは検討課題だそう
でございますので、その目標年次を、毎回毎回検討課題では終着駅がないわけですね。で
すから、検討もいけれども、大体検討する期間3年も5年もかからないと思うんですよ。
今、スピード速いですからね。インターネットの世界は1秒間で世界じゅう回っちゃいま
すよ。ですから、検討といっても、その検討する目標年次、これを決めないと行政には期
待性持てません。

それから、3番でございますが、情報公開条例について、根幹とする部分は条例第7条
でございますが、時間の関係でそれはちょっと省略しまして、利根町文書管理規則第22条
についてお伺いしたいと思うんですが、これについては起案文書のことを記載してありま
す。起案の原議決裁ですね。原議決裁については公開か非公開か、その点を確認したいと
思うんです。

利根町文書管理規則第22条、ここに起案というものがありますので、様式第7号、様式
第8号ですが、事務の決裁規定いろいろ細かに書いてありますが、起案した場合、この起
案文書の原議決裁、当然、これは文書の事務規定で、課長決裁、課長専決、町長決裁いろ
いろあると思うんですが、ランク区分ありますが、原議決裁の文書、これは公開か非公開
か、その点だけお伺いします。

それから、防災士関係でございますが、これもこれからの検討課題でございますが、防
災訓練、自主防災組織でございますが、各区の区長さんも1年で交代するというわけで
ございまして、これからいろいろ前向きに検討してもらいたいと思うんです。

それから、空き地に繁茂した雑草等の除去に関する条例でございますが、これについま
しては、条例をつくってもなかなか土地の所有者が履行しないと、そういう懸念があるよ
うでございますが、町長、これは土地所有者ということに限定しておりますが、土地は、
所有者とか管理者、これ別な方もおるんですよ。所有というのは、登記簿上の所有権と
土地を管理している管理者、両方これは性格が違いますので、専門的な部分はちょっとわ
かりませんが、町の方にも、これは担当は町民生活課長でしょうかね。土地の所有者と
管理者は多少ニュアンスが違うと思うんですが、私は、土地の所有者もしくは管理者、こ
の二つについて指導助言ということが必要かと思うんですね。

以上、2回目はこれで終わります。

議長（岩佐康三君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） 五十嵐議員の質問にお答えしたいと思いますけれども、1点目の
国の基準と保育料の関係につきましては、課長の方から答弁させたいと思います。それか
ら、文書管理の22条関係も、総務課長の方から答弁させたいと思います。

防災士等の資格の問題なんですよけれども、町民というか、各地域でその防災組織の中で
持っている人がいれば一番いいんでしょうけれども、まず役場の職員を対象に、少し実施

してみたいなという考えがあるんですよ。いずれ、そういう災害時には職員は率先して指導しなきゃならないものですから、そういった面で徐々に考えていきたいと思います。

それから、雑草の除草の件、確かに所有者と管理者というのは違いますけれども、利根町にもともと住んでいる人が、次男、三男対策としてその区画を買うというのは、それは管理者もはっきりわかると思うんですけども、町外から来て、ただ単に土地を買って登記を済ませているという人につきましては、行政の方では、その管理者まではなかなか把握できないんですね。ですから、こういう雑草等の問題が起きて、本人、所有者に問い合わせ初めて、隣のだれさんに実はお願いしているんですよとか、そういう事実がわかるんですね。

ですから、そういうことも踏まえて、今後検討していきたいと考えております。

議長（岩佐康三君） 健康福祉課長師岡昌巳君。

〔健康福祉課長師岡昌巳君登壇〕

健康福祉課長（師岡昌巳君） お答えいたします。

保育料の改定ということでございますが、3年に一度、値上げするか値下げするか、それを3年に一度は検討するというところで出ております。

それで、国に対して何%かということでございますが、18年度決算なんですけれども、国の基準額に対しまして60.02%の調定となっております。

それから、現在の保育園の状況でございますが、布川保育園につきましては、定員9名のところ12月1日現在で70名の入所ということでございます。文間保育園につきましては、定員9名のところ97名ということで、入所率は100%を超えている現状でございます。また、東文間保育園につきましては、定員60名のところ54名の入所児童でございます。

それから、保育士の人数でございますが、布川保育園につきましては保育士9名、また文間保育園では14名、東文間保育園は8名の保育士が現在働いております。

以上でございます。

10番（五十嵐辰雄君） 基準はわからないの。保育士の割合、例えばゼロ歳児は何人とか、現実との乖離差ですね。

健康福祉課長（師岡昌巳君） 国の基準の保育士の数に対する……。

10番（五十嵐辰雄君） それと現実との乖離差、離れるところ。

健康福祉課長（師岡昌巳君） ちょっと今資料がありませんので、わかりませんので、後ほど調べたいと思います。

議長（岩佐康三君） 総務課長福田 茂君。

〔総務課長福田 茂君登壇〕

総務課長（福田 茂君） それでは、先ほどの利根町文書管理規則第22条の取り扱いについてお答えしたいと思います。ご質問の方は、起案文書も開示できるのかということによろしいでしょうか。

10番(五十嵐辰雄君) はい。

総務課長(福田 茂君) 起案様式の第7号等を用いて起案しているわけですが、こちらも開示の対象となります。取り扱いとしましては、中の開示請求のあった文書と同じ取り扱いになります。

議長(岩佐康三君) 五十嵐辰雄君。

10番(五十嵐辰雄君) 5点ほど質問通告しましたけれども、前後しますけれども、情報公開条例、これは開示、非開示ありますけれども、個人情報とか企業情報、捜査情報いろいろ分類ありますけれども、一般的に、役場の中の事務事業で、事務事業たくさんございます。庁議とか課の会議とか打ち合わせ、政策形成する場合にはいろいろな資料を参考にして会議、議論積み上げて政策の方に結びつくんですが、そこで情報開示でございますが、政策の形成過程の情報、これは個人的なメモとか何かは別問題ですが、政策の形成過程の資料、情報といいますか、こういったたぐいのものは公開の対象かどうか、その点お伺いします。

それから、防災士の関係でございますが、利根町は利根町の地方自治でございますが、財政状況も個々の自治体大分違いますけれども、広域行政推進室が利根町にございます。担当は木村課長と思いますが、いろいろな事務事業について、合併は将来的な問題でございますが、今、定期的に龍ヶ崎市と利根町と行政の検討研修会をやっていると、そういうことを町長からせんだって答弁ございました。合併は終わったんだけれども、今やっているということ。

龍ヶ崎市の例を申しますと、またかと言われますけれども、龍ヶ崎市の場合ですと、これは龍ヶ崎市の広報9月号に掲載してありますが、龍ヶ崎市では、今、防災士の育成に大分力を入れております。補助金制度を設けまして、パーセントはわかりませんが、広報紙によりますと、3分の2の範囲で最高4万円でしたかね。そのぐらいの助成をする。

やっぱり町の方でも、まず町長は、率先して役場職員に防災士の資格を取らせるということを今おっしゃいましたけれども、やはり7万円近くの費用がかかりますので、3日間の研修、あとは救命救急の現場研修等ありますので、大事なものはやはり公費で助成するのも必要かと思うんです。

それから、雑草等の除去の条例でございますが、消極的な条例のような、実効性がないんじゃないかと、そういう話でございますけれども、近隣の自治体の例を申しますと、守谷市にもあります。それから、取手市、牛久市、龍ヶ崎市等にも昭和の時代から条例の制定ございます。条例をつくっても実効性がなければむだだと思いますけれども、行政のスタンス、姿勢がなければ何もできません。

確かに、町の方としても、開発行為によって住宅団地を造成したところありますね。これはやはり、良好な住環境の整備ということが、土地の所有者または住居者、管理者、行

政等が共有すべき責任でございます。

今、住宅地も、空地とか空き家があります。セイタカアワダチソウの黄色い花が咲いて満開でございます。夏は緑、確かに景観はいいですね。冬は枯れ草、これでは近所隣が相当迷惑をこうむります。ですから、条例をつくって、罰則規定は別問題で、条例をつくってやらないと住環境はますます荒れてきます。

特に、住宅地でも古いところは空き家が相当あります。自分の土地の住宅のすき間とかなんかに相当雑草が生えております。これはやはり、自治会とか何かに任せても、行政が真剣に取り組んで、電話かけなり何なりやらないと、なかなか住環境は悪くなります。防災とか犯罪とか、そういう誘発要因になりますので、近在の市町村で条例があるんですよ、実際に。それで、利根町は、牛久市、龍ヶ崎、利根の都市計画区域ですから、河内町はその区域に入っておりませんので、ぜひとも利根町は、今でも遅くないんです。条例はつくればすぐに、議会の方でも多分反対する議員は少ないと思うんですね。

やっぱり町長、本当に住民のための条例は、提案すれば、議会の方でも恐らく全部の議員さんが賛同すると思うんですよ。ですから、罰則は別にして、そのために行政があるんですから、ぜひそれはお願いしたいと思うんです。

それから、もう時間ないんですけれども、保育所の保育料、これは措置費でございますので、役場の方で、児童福祉法によって措置をお願いしているわけでございます。民間保育所の方に児童の措置をお願いしてあるんですから、役場で、民間保育所の保育士の配置基準とか、それから国の基準と実際はどうでしょうかと。多分、国の基準より、現場の方としては保育士の人数が多いと思うんです。その点、担当課長、もしわかれば再度お伺いします。

以上で終わります。

議長（岩佐康三君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） 情報公開等につきましては、総務課長の方からお答えしたいと思います。

最後の雑草の件だけ、私の方からお答えしておきますけれども、議員は、条例で縛って、その規則の中で、法律の中で住民を誘導しろといいますが、そういうふうに持っていかというようなお話だと思うんですけれども、私とすれば、先ほど申し上げましたように、地域づくり、まちづくりというのは、条例で縛らなくても、地区の皆さんが行政に関心を持っていただく、参加していただくということから始まるものだと思っておりますし、今現在、そういった面で大変皆さん方が協働の行政、まちづくりということでいろいろ協力していただいておりますので、そういう心を大切にして、今後もやっていきたいと思っております。

そのほかにつきましては、各課長から答弁させたいと思います。

議長（岩佐康三君） 総務課長福田 茂君。

〔総務課長福田 茂君登壇〕

総務課長（福田 茂君） 事務事業の政策を作成している途中の文書の開示ということですが、まず、情報公開につきましては、開示請求書の提出があってから、受け付けをして、文書の存在の確認、それから開示、非開示の判断、これを行います。それで、開示、非開示の決定通知に関する起案をして、開示というような方向になります。

それで、ご質問にありました政策を作成している途中での文書ということですが、情報公開条例の手引き、こちらの方にも記載してあるかと思うんですが、第7条の第6号の方に該当するものかなと思います。

こちら、ちょっと読み上げますと、町または国等の事務事業において行われる町の機関内部、もしくは機関相互、または町の機関と国等の機関との間における審議、検討、または協議等に関する情報であって、開示することにより次に掲げるおそれがあると認められるもの、その他当該事務事業、または同種の事務事業において行われる審議、検討、または協議等に支障を及ぼすおそれがあると認められるものについては非開示ということですが、一つとしましては、自由な意見交換または情報交換が不当に損なわれるおそれがあると認められるもの、それと、不当に町民に誤解を与え、または混乱を招くおそれがあると認められるもの、それから、特定の者に不当に利益または不利益を与えるおそれがあると認められるもの、それと、今後必要な資料等を得ることが困難になるおそれがあると認められるもの、こういったものにつきましては、原則開示であっても非開示となるということですが、その開示請求の内容によってもまた異なってきますので、その点ご理解をお願いします。

議長（岩佐康三君） 健康福祉課長師岡昌巳君。

〔健康福祉課長師岡昌巳君登壇〕

健康福祉課長（師岡昌巳君） 国の保育所の配置基準でございますが、ゼロ歳は3人に1人、1・2歳は6人に1人、また3歳は20人に1名、4歳以上は30人に1名ということで、それを現在の入所児童数でやりますと、布川保育園が国の基準でいくと6名、文間保育園が8名、東文間保育園が4名ということでございます。これはあくまでも国の基準でございますが、延長保育等を実施している場合、利根町の場合は3園とも実施しておりますが、延長保育等がある場合は増員となるということでございます。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 五十嵐辰雄君の質問が終わりました。

暫時休憩をいたします。

再開を11時15分からいたします。

午前 11時06分休憩

午前 11 時 15 分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

2 番通告者、3 番西村重之君。

〔3 番西村重之君登壇〕

3 番（西村重之君） 皆さんこんにちは。

2 番通告、3 番西村重之でございます。

それでは、通告順に従いまして、次の 3 点について質問させていただきます。

1 点目に、平成 20 年度実施されました地区懇談会の開催の結果と今後の対策・方針についてお伺いします。2 点目に、国民健康保険税滞納による子供の無保険対策・対応についてお伺いします。3 点目に、新型インフルエンザ対策について、以上の 3 点を質問させていただきます。

では、1 点目の平成 20 年度実施されました地区懇談会の結果と今後の対策・方針についてお伺いします。

「広報とね」9 月号で、住民の皆様のご意見やご提言をいただいたり、また本町の取り組んでいる施策などについて理解を深めていただき、町行政と住民の皆様との協働のまちづくりを一層進めることを目的に、平成 20 年度地区懇談会開催のお知らせがありました。貴重な時間を割いて、町長初め、各課長を含めると 14 名出席のもと、2 日間、4 会場で開催されましたが、そのうち参加された議員を除くと、住民の参加者は 30 名と寂しい状況であります。町長は、いつも住民の意見を聞いてからとよく言われますが、このような実績で、果たして地区懇談会と言えるのでしょうか。私は、言えないと思います。

そこで、本年度実施された地区懇談会の結果と今後の対策・方針についてお伺いします。

次に、2 点目の国民健康保険税滞納による子供の無保険対策・対応についてお伺いします。

国民健康保険税滞納者の保険証が更新されず、医療費が全額負担となる無保険問題は、全国で多発しております。利根町においても、固定資産税、都市計画税等含めた町税の収入未済額は、平成 18 年度は 1 億 2,488 万 4,000 円、平成 19 年度には 1 億 4,981 万 3,000 円とふえるとともに、国民健康保険税の滞納額も、平成 18 年度は 1 億 3,170 万 3,000 円、平成 19 年度には 1 億 3,732 万 8,000 円と年々ふえてきております。

成長過程の子供が、十分な医療を受けられないおそれがあります。利根町も少子化が進んでいますが、大事な子供たちであります。

そこで、18 歳未満の子供がいる滞納者世帯への対策と、無保険の対策・対応及び実情についてお伺いします。

次に、3 点目の新型インフルエンザ対策についてお伺いします。

新型インフルエンザウイルスの発生は時間の問題とされる中、各地でインフルエンザが徐々に発生してきています。各自治体の取り組みも始まっていますが、その動きが全般的

に鈍いと考えられます。仮にヒトからヒトへの感染で国内の流行は、死者、最悪の場合約64万人と懸念される新型インフルエンザ対策として、保健所を設置する自治体の中では、個人保護具など医療現場を支援するための独自備蓄を検討されていないことが判明されています。未知の感染症と立ち向かう医療現場の備えと患者が受けられる医療水準に、自治体によって格差が生じる可能性も十分考えられます。

そこで、利根町において、どのように新型インフルエンザ対策を講じているのか。また、対策費用等についてお伺いします。

また、各地でインフルエンザによる学級閉鎖も始まっていると聞いています。小学校、中学校において、どのような対策を講じているのかお伺いして、1回目の質問を終わります。

議長（岩佐康三君） 西村重之君の質問に対する答弁を求めます。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） それでは、西村議員の質問にお答えをいたします。

まず、地区懇談会開催の結果と今後の方針等についてお答えいたします。

地区懇談会の開催につきましては、その場においてお答えできることについては回答してきたところでございますけれども、その場でお答えできなかったことや懇談の内容につきましては、簡潔に取りまとめて、今後、「広報とね」、また町のホームページ等でお知らせをしていきたいと考えております。

議員ご指摘のとおり、ご出席いただいた町民の皆様は昨年より大変少なかったように私も思っています。町民の皆様方からは、町への提言やご意見などを少しはお聞かせいただけたのかなとも思っております。出席された町民の皆様方は、それぞれの立場でご意見などをお持ちですので、町としても、行っている事業などの説明をしてご理解をいただくとともに、町政へのご協力をお願いしていただくものでございます。

20年度において、今回大変少なかったわけなんですけれども、町民の方からの提言などは、今回、議員もご承知のように都市マスの見直しの策定などもしております。5月には住民意識の調査、また7月にはまちづくり勉強会などを開催いたしまして59名ほど参加をしておりますし、また9月から11月にかけては、布川地区、文地区、文間地区、東文間地区と区別分科会を開催いたしまして、40名ほど参加をして、それぞれ3回程度開催していただきまして、それぞれ地区の将来都市像について、昼夜にわたりまして素案を作成していただいたということがございます。この地区分科会の最中ということもございましてしょうけれども、大変鈍かったかなと、そういう気はしております。

しかしながら、今後も、町民の皆様方のご意見やご提言をお聞きする機会としてとらえて、継続していきたいと思っております。多くの町民の皆様方にご出席をいただけるよう、今後、懇談会の開催日の周知方法について、区長の皆様方のお手数をかけないように配慮

しながら工夫をしていきたいと考えております。

次に、国民健康保険税滞納による子供の無保険対策・対応についてでございますけれども、国民健康保険税の滞納が生じますと、18歳未満の子供がいる滞納世帯への対策として、無保険の対策・対応及び実情について申し上げますと、滞納世帯につきましては、督促状、催告書、納税相談等を行って接触を図ってきております。また、納税しやすいようにということで、滞納者と分割納付等についてもいろいろとご相談を申し上げているところでございます。

そしてまた、滞納している世帯に短期被保険者証の交付を行っておりますし、これらの対策を常時行ってきているということでございます。さらに、1年以上の滞納となってしまった場合は、可能な限り状況を把握して、保険証を返していただき、資格証明書を交付しているところでございます。

今後も、滞納世帯に対して、できる限りの実態の把握に努めつつ、その内容を勘案しながら、子供のいる世帯を含め、滞納世帯に対して対応していきたいと考えております。

次に、3番目の新型インフルエンザ対策でございますが、ご承知のように新型インフルエンザというのは、高病原性鳥インフルエンザが変異し、種の壁を越えて伝播することになり、動物からヒトへと伝播し、さらにヒトからヒトへと伝播が容易になり、感染が広がっていく状況になって、初めて新型インフルエンザと判定されるものでございます。

新型インフルエンザであることから、これに対する抵抗力、免疫力を持っている人はおりませんので、発生すれば世界的な大流行、いわゆるパンデミックを引き起こすおそれがございます。次のパンデミックの病因となるウイルスを正確に予測することはできません。現在流行しているH5N1型が、可能性の一番高いものとは想定してはいますが、他の型の可能性も視野に入れて検討されているところでございます。

こうした中で、この利根町では、利根町新型インフルエンザ対策行動計画を策定しまして、新型インフルエンザの各段階に応じた対策に支障が生じないように、必要な措置を講じているところでございます。

この新型インフルエンザ行動計画では、発生前期、海外発生期、国内発生期、県内発生期、県内流行期の前期、また県内流行期の後期、大規模流行期、流行期終息期の7段階に応じて、具体的な対策を実施いたそうとするものでございます。

この行動につきましては、五つの行動計画がございますけれども、細かい点については課長から答弁させたいと思います。

それから、ご質問の対策費用につきましては、本定例会の平成20年度一般会計補正予算で188万5,000円を計上しております。さきに計上しておりますけれども、詳しい内容は申し上げなかったと思いますので、ここで改めて申し上げたいと思います。

まず、フード付きつなぎ服122万円、これは使い捨てでございますして80枚で14日分。それから、ホワイトキャップ1万8,000円、これは100枚セットで200個分。ゴーグル10

万4,000円、これは眼鏡ですね。80個。それから、抗ウイルスマスク28万円、これはN95と認証するものでございまして20枚入りで56箱。それから、抗ウイルスサージカルマスク30万円、これは使い捨てでございまして、30枚入りで75箱。それから、ラテックスロング手袋6万2,100円、これも使い捨てでございまして、50枚入り23箱を購入するものでございます。

学校に関しては、教育長の方から答弁させたいと思います。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 健康福祉課長師岡昌巳君。

〔健康福祉課長師岡昌巳君登壇〕

健康福祉課長（師岡昌巳君） それでは、新型インフルエンザ対策行動計画につきまして、具体的な対策でございますが、5段階ということで、まず一番初めに、発生前期における対策でございます。まず、一つ目として、町内医療機関、また医師会との協議を行いまして、仮称でございますが、新型インフルエンザ入院治療協力医療機関等連絡会議を開催いたします。2番目に、県のマニュアルを参考にいたしまして、新型インフルエンザ対応マニュアルを作成いたします。三つ目として、新型インフルエンザに関する情報の収集を行います。四つ目として、新型インフルエンザワクチンが開発された場合に備え、接種計画を作成いたします。五つ目としまして、感染防護衣、医薬品及び消毒剤について計画的に整備いたします。六つ目といたしまして、新型インフルエンザの基礎知識、一般的な予防につきまして、広報やホームページによる周知を行います。七つ目といたしまして、医師会及び町内医療機関に対しまして迅速な情報提供ができるような緊急連絡網の整備をいたします。

大きな2番としまして、海外発生期における対策でございますが、町長を本部長といたします利根町新型インフルエンザ対策本部を設置いたします。2番目に、保健所を通じて海外のインフルエンザ発生状況の把握を行います。3番目に、発生地域への渡航自粛を町ホームページ等で広報いたします。四つ目といたしまして、町内での流行に備え、必要とされる医療資器材の確保及びその活用方法についての明確化をいたします。5番目に、町内での感染拡大に備えまして、医師会を通じて入院協力医療機関の入院病床の確保を行います。六つ目といたしまして、患者数の増大により医療機関等の収容能力を超えた場合等を想定いたしまして、公共施設等について検討いたします。7番目に、町内に情報提供を行っていきます。8番目に、流行期に備えまして、全庁的な相談体制の準備をいたします。

大きな3番目、国内発生期における対策でございます。一つ目として、発生した場合における関係機関との連絡調整を図るため、利根町予防接種事項調査会の開催を行います。2番目に、学校、保育園、幼稚園、福祉施設等で患者が発生した場合、速やかに保健所及び町に連絡するよう協力要請いたします。三つ目といたしまして、患者の発生に際し、県

と協力して入院勧告を行います。四つ目といたしまして、発生地域への移動自粛を町ホームページ等で周知いたします。

大きな4番目でございますが、県内流行期の前期、後期における対応についてでございます。初めに、公共交通機関、電気、ガスなどの事業者に対しまして、要員を確保するよう要請いたします。二つ目としまして、水道事業として要員を確保し、水道の安定供給を行うよう指示します。三つ目として、ごみ処理機能の維持を図ります。四つ目として、外出を自粛する高齢者等の生活維持のため、食料や生活必需品の配給支援を検討いたします。5番目に、町内での感染拡大に備えまして、医師会等を通じて、入院協力医療機関に対しまして新型インフルエンザ専用の病棟の拡大や病院の専用病院化を要請いたします。また、一般病院に対しまして病床を確保するよう要請いたします。6番目に、町内にメッセージを送り、パニック等の防止を図ります。七つ目に、学校等の臨時休業について要請ということですが、現在は、県内一人でも新型インフルエンザ発生した場合には臨時休業になるということでございます。8番目に入院治療が必要な患者数の増大により医療機関等に入院患者の収容能力を超えた場合、町内公共施設などの受け入れを行います。9番目に、医療施設への搬送について消防機関と十分な連携を図っていきます。

大きな5番、大規模流行期においての対応についてでございますが、ただいまありました4番目の県内流行期の対策を、継続して行っていきます。二つ目といたしまして、警察署、消防署に地域の防犯・防災機能の確保を要請していきます。

以上の段階ごとの対応を進めていきたいと考えております。

議長（岩佐康三君） 教育長伊藤孝生君。

〔教育長伊藤孝生君登壇〕

教育長（伊藤孝生君） 次に、小中学校のインフルエンザに対する対策についてお答えします。

ここで話することは、学校保健法という、いわゆる第2種に指定されています伝染病のインフルエンザを想定しています。

これから寒さが厳しくなりまして、各小中学校ではインフルエンザ疾患による欠席がふえてくると予想しております。学校では、教育委員会、保健所などと連絡をとるとともに、新聞、ラジオ等の報道にも注意して、その地域におけるインフルエンザの発生及び流行を早期に把握するよう努めることが必要となります。

防疫措置として、各学校では、特にうがい、それから手洗いの実施、また教室の換気、それから加湿器等の備えや健康観察等の実施等によりまして、児童生徒の体調の管理に努めてまいりたいと思っております。

また、保護者に対しては、保健指導の要点を家庭に連絡して、インフルエンザ症状の場合には主治医の診断を受けてその指示に従う、そしてインフルエンザにかかった場合にはすぐ学校に届けるようお願いしております。

また、緑茶に含まれるカテキンというものがありますが、これは抗ウイルス作用があるため、緑茶うがいのため水筒を用意していただき、インフルエンザ予防の一つとしております。現在、各学校において、養護教諭等によって風邪の状況を調査して教育委員会に毎日報告されていますが、特に防疫措置の基準としては、次のように定められています。

まず、一つ目、長期欠席及び事故欠席を除きまして、学校の欠席率が4%を超えるときには、異常欠席とみなし、健康の実態を特に把握いたします。

二つ目として、学級、学年または学校全体の欠席率が15%以上になったときは、健康観察を強化するなどして、インフルエンザ症状のある者は速やかに医者への診断を受けさせます。そして、医師からインフルエンザと診断された場合は、必ず学校に連絡していただき、出席停止ということになります。この出席停止というのは、欠席ではございません。また、この段階では、寒い時間の登校を避けるため、2時間程度授業をおくらせる等の登校時刻の変更なども実施しております。

三つ目、学級等におけるインフルエンザによる欠席率が20%以上に達したときには、学校医師と相談しまして、速やかに学級閉鎖、学年閉鎖及び休校等の措置をとります。インフルエンザは、連鎖的に隣接学級に感染して、感染力も強いので、疫学的に効果のある措置をも配慮しております。各学校間においても、相互に情報の交換をしているところがございます。

おかげさまで、昨日現在は、インフルエンザの発生は今のところ児童生徒にはございません。これからどうなるかわかりませんが、そのような状況でございます。

学級閉鎖の場合には、教育委員会に報告することになっております。町の教育委員会では、各学校においてインフルエンザが集団的に発生し、また学級閉鎖等の措置をとったときには、速やかに県教育長、保健体育課長、県南教育事務所長及び竜ヶ崎保健所長あてに報告するとともに、適切な措置をとるようにしておるところでございます。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 3番西村重之君。

3番（西村重之君） 2回目の質問に移らせていただきます。

初めに、地区懇談会の問題なんですけれども、今年度、2日間、4会場で開催されたわけなんですけれども、開催当日、乗合タクシーサービスのご案内と利根町文化月間のイベント紹介という資料が1枚だけ配布されておりましたけれども、地区懇談会をどのように進めていこうとしているのか全く理解はできなかったということで、参加された住民の皆様も戸惑っていたんじゃないかなと考えますけれども、いかがでしょうか。

住民の皆様も貴重な時間を割いて出席されているわけですから、現在利根町の置かれている実情等を明確に説明した上で実施されるべきではないかなと考えております。

昨年度も、地区懇談会、同様の4会場で開催されましたけれども、住民からいろいろな意見や提言等あったにもかかわらず、地区懇談会開催後の結果は、これらは昨年度は住民

に対する説明報告もなかったと。また、それに対する対応すらなかったのではないかなと考えております。

本年度は、先ほど町長からも答弁ありましたように、「広報とね」、ホームページという形で報告していきたいというお答えもありましたけれども、ホームページにしても、見る人は少ないだろうと思うんですね。住民に対する説明というのは、また別途検討された方がいいんじゃないかなと考えていますし、その辺どういう形でとられていくか、再度お聞きしたいなと思っております。

今年度、私も2カ所参加させていただきましてけれども、ほとんど8人とか7人とか、議員もその中に入っていましたけれども、もっとわずかな人間の中でそういうことが開催されるということであれば、ちょっと問題もあるだろうと思いますし、2時間という枠の中でやられるわけですから、特に気になったのは、町長以下の自己紹介を初め、各課の施策報告という形で40分近く費やされているわけですので、そういう形の中を十分再度検討していただかなきゃいけないんじゃないかなと思いますし、ある場所においては、時間をもてあましたというようなことも聞いております。そういうことを十分反省していく必要があると思いますし、また先ほど町長は来年度も継続するという話がありましたけれども、もっと中身の濃い地区懇談会を開催していただきたいなと考えます。

私も、以前、区長しているときにもやりましたけれども、37区があるわけですから、住民の意見を本当に吸い上げるのであれば、37区の区長さん初め、いろいろな方々の住民参加でやっていただければ、もっと違った意見、提言出てくるんじゃないかなと思っております。そういう形の中で、忙しい時間帯を割いてやるのであれば、もっと中身の濃いものに切りかえていただきたいなと考えております。

その辺も、今後どういう形で実施されるかどうかお聞きしていききたいなと思っておりますし、またある住民からは、事前に何らかの説明をもらった方が意見、提言しやすいかなということも聞いております。

町長は、いつも住民から意見を聞いてとよく言われておりますので、もう少し実施方法の改善をお願いしたいと考えますので、それらのことも含めた中で、来年度以降の考え方をもう一度お聞きしたいと考えております。

今回、9月号の「広報とね」に記載されただけでしたので、住民に対する開催の周知徹底ということをもう少し努力していかないと、例年少数の参加だけで終わってしまうのではないかなと考えております。

そこで、ちょっと町長にお伺いしたいんですけども、今、37区がありますけれども、37区にかかわらず、区内どこでも四、五名の住民が集まり、住民の皆さんが町政に何を聞きたいのか、何を提言したいのかということがあろうと思います。それらの場合、町長みずから現地に赴く意思があるのであれば、もっといろいろな形で情報が入手できるのではないかなと考えております。

そういう形の中で、町長みずから出向く、出先に赴く考えあるのかどうか、ちょっとお聞きしたいなと思います。これは町長のスケジュール云々というのもあるかと思いますけれども、できるだけ時間を調整していただきながら、そういう方向に参加していただければありがたいかなと考えております。町長自身の答弁をお願いしたいと思います。

それと、ことし開催の地区懇談会のある会場において、6月定例会においては、旧利根中の跡地の利活用について、場外馬券売り場、反対住民や反対議員の皆さんによって誘致中止が決定された。現在、利根町の財政状況は厳しい状況下でもあり、唯一の歳入の足がかりが消えてしまった。そこで、反対された住民や議員の皆さんから、その後の代案が提示されたかどうかという質問があったと聞いております。町長は、その答弁に対してどう回答をされたのか、ちょっとお聞きしたいなと考えております。

次に、2点目の国民健康保険税滞納による子供の無保険対策・対応、いろいろな形で先ほど対策等聞いておりますけれども、滞納者に対する対策、これはある程度わかりましたけれども、当町の財政が最も厳しい状況下に置かれている中での対策に限界があると思います。

国民健康保険税滞納の子供が無保険状態になることは問題であります。該当する子供は、10月末現在で、全国ですけれども、3万2,903人に上っております。利根町においても、少なからず該当者もいると思います。一般企業や公務員に比べ、国民健康保険料は個人の負担が大きく、月々の支払いのために生活が苦しいと思われ、滞納額も年々増加してきています。無保険になれば、原則として医療機関窓口で医療費全額を支払わなければなりません。滞納が解消されれば、自己負担額を除き払い戻しされます。また、親族の病気や事業の失敗など特別な事情がある場合は、免除規定もあると思います。

ある准教授のアンケートの結果、これは18歳未満の子供がいる滞納世帯に対するアンケートの結果ですけれども、次のように報告されております。

一つ目に、子供を含めた資格証明書を交付し無保険にしている自治体が34%、2番目に、子供には短期保証書を交付して資格書の対象外とするなど、子供の保険適用を継続する自治体が30%、3番目に、子供のいる世帯には資格書を交付しない。滞納世帯全員に短期保険証を交付するなど、大人もひっくるめて子育て中の世帯に配慮し保険期間等継続する自治体が7%、4番目に、ケースごとに判断する自治体が30%という結果が報告されております。

医療費の全額負担と児童福祉の間で迷う姿も浮き彫りになって、滞納する大人への制裁は必要だと思います。保護者が払えないのか払わないのか問わず、子供には罰がない理由で子供個人への交付に踏み切る自治体があると聞いております。本当は国が指導すべき少子化対策と子育て支援の視野から、世帯主に保険証を返還を求め、18歳未満の子供には無条件で返還から除外すべきだと思いますが、いかがでしょう。

国は、2000年から、国保税を1年以上滞納した場合、保護者から保険証を返還させよう

と法制化されました。市町村は、かわりに被保険者資格証明書を渡すが、これでは、受診すると一たん全額負担になるわけです。その後70%が戻るとはいえ、これが子供から医療を受ける機会を奪っていると思います。いきなり保険証を取り上げるのではなく、まず数カ月の短期保証書を発行、滞納者にも納税を促し、それでも応じない場合は資格証明書発行等の方法もあろうと思います。

最近、子供単独の保険証を交付する市町村が全国的に出始めたと聞いています。各市町村が交付する個別の保険証は原則からはみ出した存在ではありますが、千葉県流山市においては、平成20年4月、子育てにやさしいまちづくり条例が施行され、保護者が滞納しようと子供は悪くない、保険証を取り上げ子供が医療を受ける機会を失うのは条例の趣旨に反するとして、発行されています。また、滞納しても問題なしでいいのか、滞納解消を促すこともつながりますし、短期保証書も活用し、払える中で払ってもらうことも必要だと思っています。

現在、米国発の世界的な景気後退に伴う企業業績の悪化で雇用情勢の厳しさも増す中、自動車業界やコンピューター業界等々含め、正規社員、非正規社員の人員削減が相次ぎ、住むところから準備しなければならず、税金どころではなくなり、生活していくのが精いっぱいという人たちが多数出る可能性があります。状況を考えると、当面、保険税を払えない人はふえこそ、減ることはない社会情勢であります。

このような状況下では、さらに町民税も含め、国民健康保険税の滞納額の増の影響が利根町においても出始めてくるだろうと思います。そこで、大事な子供たちを守るためにも、保険証を分けるのは当然と思いますが、無理というなら、各地で実施している乳幼児医療無料制度の延長はできないものかどうか。

そこで、町民税も含めた滞納削減にさらなる努力をしていかなければ、利根町の財政にも影響が大きいのしかかってくるはずです。滞納解消対策、対応策等について再度確認のためにお伺いしたいと思います。

次に、3点目の新型インフルエンザ対策について再度質問させていただきます。

インフルエンザ発生の時期に入りつつ、各地で対策が始まっておりますが、現在、インフルエンザの多い都道府県、全国5,000カ所の定点医療機関からの報告が発表されております。一番多いのは山梨県で5.3人、島根県で2.5人、和歌山県が1.6人、それから大阪府、兵庫県が各1.5人で、関東、中部、近畿、中国と複数の地域に広まってきております。これらの対策としては、先ほど伊藤教育長も言われていましたように、手洗いやうがいに加え、ワクチン接種も呼びかけられていると思います。

そこで、利根町の活動の情報入手についてお聞きしたいと思います。

去る11月の中旬、新型インフルエンザの原型とされる鳥インフルエンザ、H5N1型と一般に言われていますけれども、死者が100人を超すインドネシアで集団感染が疑われる事態が発生しました。ヒトからヒトに容易に感染する状況なら、日本にとっても脅威のウ

ウイルス誕生となりますが、結果的には全員陰性で事なきを得たと。

鳥インフルエンザは、いつどこで発生するかわかりません。今回の事態をどのように対応したのか。これらは、自治体間で情報力、対応力とも大きな差があると報じられています。

インドネシアの新型インフルエンザの騒動があった11月12日、入院の一報があった日と翌日に情報を得たのは47都道府県の中で7%、逆に何も知らなかったのが30%を占めています。その中で、茨城県においては、情報の速さは一報の日から5日以降、またその後の対応については、特に対応せず、国からの情報待ちの結果が出されています。利根町においてどうであったのか、お伺いしたいと思います。

県の担当者は、騒動は全く知らなかった、何か重要な情報があれば国から流れてくるはず、と言っております。国、県からの情報もさることながら、インターネットを毎日チェックする必要性があるんじゃないかなと思います。

そこで、利根町独自で情報入手に努力していただきたいなと思いますし、また現在も実施されていると思います。このような問題が感染防止にもつながると考えます。立ちおくれが目立つ国頼み姿勢から、脱却が必要ではないかなと考えております。

そこで、利根町独自で、医療機関、薬等含めた医療体制を整え、先ほど師岡課長からも報告ありましたように、速やかに住民に対する報告等促していただきたいなと考えます。方法はいろいろあると思います。ただ、ホームページ云々ということをよく言われますけれども、高齢者の方もいらっしゃいますので、できるだけ目に通るような形のものでやっていただければなと考えております。

それと、もう一つは、いつも県が発行している「ひばり」の中にも、新型インフルエンザについての情報等ありました。これらの問題については、見ている人、見ない人という形であると思いますけれども、速やかにそういう情報を的確に住民に周知徹底していただくような方法をとっていただければなと考えております。

それらの形の中で、利根町の対応、これは小学校、中学校、さらなる発生防止等に絡んでくるわけですが、再度その辺をもう一度お願いして、2回目の質問を終えたいと思います。

議長（岩佐康三君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） それでは、西村議員の質問にお答えいたします。

まず、地区懇談会の件でございますけれども、私はいつでも37区でも40区でも構いませんけれども、出向いて行って、町政に対するご意見を聞く用意はいつでも持っております。ただ、そうしたことによっても余り集まらないのかなという感じもしますので、今回も地区別で開催をしたところでございます。

いろいろな言いわけになりますけれども、行政よりも、やはり娯楽といたしますか、そち

らの方に出向く方も多いようでございますので、なるだけその辺と合わないようになれば、懇談会の方へも足を運んでいただけるのかなとも思っておりますので、その辺を注意しながらやっていきたいと思っております。

また、懇談会の中での利根中の跡地についての質問の中で、どういうふうに答えたかということでございますけれども、これはこの場で皆さん方にお話しているのと何ら変わりはありませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、国保と子供の無保険、これはやはり滞納に起因する問題でございますので、要は滞納が起きなければ一番いいわけなんですけれども、やはりそれぞれ個人の皆さんの生活というのは所得の増減がございますので、なかなか難しい問題がございますけれども、滞納されている方も、今は子供に限ってご質問されていますけれども、本人自身も、初めて病気になって、その医療費の高さ、10割負担というのはこんなに高いんだというのを認識される方も多いわけでございますので、引き続き国民健康保険の理解を深めていかなきゃならない問題だろうと、根底はそこにあると思っております。

細かい点については、担当課長の方からお話をさせたいと思っております。

それから、インフルエンザと新型インフルエンザ、私は新型インフルエンザについてお答えを申し上げたつもりでございますので、インフルエンザと新型インフルエンザは全く別の問題だと私は理解しております。

そういうことで、今後とも、利根町で行動計画等策定いたしますけれども、今、県との連絡を調整して、それができ上がり次第、町民の皆様方に、守っていただくことは守っていただくということでお願いしていくつもりでございます。一番いいのは、発生しないのが一番いいわけなんですけれども、こればかりは変異ということでございますので、どのような形で変わっていくかわかりませんので、注意深く情報を集めながら見詰めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長（岩佐康三君） 町民生活課長高野光司君。

〔町民生活課長高野光司君登壇〕

町民生活課長（高野光司君） それでは、西村議員さんの質問にお答え申し上げます。

子供にだけ交付してはどうだということでございますけれども、私ども、今、法律に基づいて運用してございます。先ほど西村議員さん言われたとおりでございます。国の法律上、特別の事情がない限りは被保険者の資格証明を出しなさいという、これは義務規定となっております。それに基づきまして、町の国民健康保険の規則の中でも、一部負担の免除とか猶予等がございます。また、町の税条例におきましても、特に災害、生活が苦しいという方については免除することがあるよと。その中で、被保険者資格証明の交付については、国保の被保険者の負担の公平の観点から、特別な事情がないにもかかわらず保険税を滞納している被保険者に対して交付するものであるという義務づけであります。

それと、子供の交付している自治体があるじゃないかということでございますけれども、

国の方では、国民健康保険税自体が世帯単位で行っている事業です。ですから、子供だけということになりますと、法律的には抵触するのかなということでございます。

あと一つは、特別な事情がないのに、能力があるのに、子供だけ交付するというのは、やはり法律上これは抵触するんだらうということで、12月3日の朝日新聞によりますと、抵触するおそれがありますよという形が載っております。

そこで苦慮しているのが、きのうのテレビ見ますと、野党の議員さんで議員立法でという形で、子供だけでも出そうやということが出されておりますけれども、そういうことがあるということは、法律上は、子供だけに交付するということは法律上抵触するということでございます。

それで、我々何を今までしてきたのかといいますと、西村議員さんの質問の中でも、どのぐらいの人が具体的にいるのかなという形で調べてみました。高校生までですと、29名の子供が対象になってございます。その世帯の状況、私どもは、文書だとか、納税相談だとか、夜間に訪問して、その滞納やっておりますけれども、去年の所得等々見ますと、能力があるのに払ってないという方なのかなと。所得状況を見ますと、そういうものが考えられる。ただ、所得はあるんだけど保険に回せないという事情があるのかなということで、納税相談に来てくださいよという形で相談を受けているということでございます。その中で収納したケースもありますので、所得はあるんだけどいろいろな事情によって払えないよというのであれば、納税相談に来ていただくように本人の方に言いますし、納税できるような方法はないかということで、個別にそれぞれ事情があると思いますので、伺ってやっていきたいと。

ただ、国民健康保険税自体が、低所得者に対しても公平に負担してくださいねという形になっていきますので、応能応益の中で、所得がなければ応能はゼロ、応益は均等割、平等割というのがありますので、ある程度所得に制限ありますけれども、そこら辺は相互扶助の関係上払っていただくという基本がありますので、子供が、世帯が無保険だからといって機械的に交付するというわけには、今のところはならないということでございます。

ただ、先ほど言いましたとおりいろいろな事情があると思いますので、呼びかけて、相談に来ていただけるような方向をとっていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 健康福祉課長師岡昌巳君。

〔健康福祉課長師岡昌巳君登壇〕

健康福祉課長（師岡昌巳君） 情報収集ということでございますが、国、県の対応マニュアルにおきまして、市町村等の役割の中で、国、県から発信する情報を収集する体制を整備するというので、あくまでも市町村単位ではなく、国あるいは県等の情報収集ということであってございます。

現在なんです、警報段階でいいますと、フェーズ3ということで、新しいヒト感染も

見られますが、ヒトからヒトへの感染による拡大は見られないと。あるいは非常にまれな密接な接触者への感染が見られるにとどまるということで、現在フェーズ3ということで、まだ新型インフルエンザは発生していないという状況でございます。

そんな中で、予防につかましてですが、新型インフルエンザにおきましては、まだ出現しておりませんので、どういったことが予防対策になるのかということ、まだはっきりとはわかりませんが、通常のインフルエンザに対する予防、例えば先ほど言いました手洗い、マスクの着用、それから感染地への渡航や人込みへの外出を控えるといったことが大変重要なことであるということでございますので、この辺予防につかましては、ホームページあるいは広報等で至急に周知徹底的したいと思っております。

以上です。

議長（岩佐康三君） 西村重之君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

再開を午後1時半からといたします。

午後零時15分休憩

午後1時30分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続いて、一般質問を行います。

3番通告者、13番若泉昌寿君。

〔13番若泉昌寿君登壇〕

13番（若泉昌寿君） 3番通告、若泉でございます。

今回は、交通安全対策について、1点のみ質問させていただきます。

交通安全対策について。

交通安全対策については、行政初め、町民の皆様方、日ごろから交通安全対策についていろいろな面で努力しております。しかしながら、事故はなかなかなくなりません。少しでも少なくするには、道路の整備、危険な交差点には信号機をつけることにより事故を防ぐことも一つの手段と思います。

また、児童を交通事故から守らなければならないと思いますので、下記の点についてお伺いいたします。

まず、一つといたしまして、利根ニュータウンから利根浄化センターへ行く取手東線の交差点への信号機の設置の考えは。また、利根町全体で、信号機設置の要望は現在何力所予防しておりますか。

一つ、布川小学校の通学路に指定されている県道11号線、布川新町2628 - 5番地付近の歩道拡張工事の進捗状況をお伺いいたします。

一つ、布川小学校の通学路に指定されている谷原地区から小学校へ行く町道2273号線に

対して登校・下校時の車両進入規制をする考えは。

一つ、役場入り口付近、戸田井橋交差点での事故も多く発生しているが、町の考えをお伺いしたいと思います。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 若泉昌寿君の質問に対する答弁を求めます。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） それでは、若泉議員の質問にお答えをいたします。

まず、第1点目の交通安全についてでございますけれども、年末の交通事故防止県民運動が、12月1日から12月31日まで飲酒運転などの根絶を目指して行われております。

運動の基本は、県民の交通ルール遵守と交通マナーの向上でございます。三つの重点を掲げてございます。

一つには、飲酒運転の根絶、二つには、すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底、そして三つ目は、薄暮時及び夜間の交通事故防止であります。

これらの細かい内容についていろいろあるわけでございますけれども、それらはまたチラシを見ていただきまして、確認していただきたいと思っております。

運動期間中は、特に町の交通安全指導隊、また交通安全母の会の皆様方を初めといたしまして、多くの方々にご協力をいただき、運転する方、またしない方を含めて、安全・安心のためにご活躍をいただいているところでございます。

また、小学生の登校・下校時の見守りにつきまして、日ごろから、町民の皆さん方を初め、多くのボランティアの方々のご協力をいただいております。この場をおかりいたしまして、深くお礼を申し上げたいと思っております。

こうした多くの皆様方の地味な活動が実を結びまして、去る9月17日に、利根町は500日間交通死亡事故連続ゼロの町となりまして、茨城県知事から表彰をいただきました。この記録は現在も続いておりまして、12月9日現在で600日を超えました。今後も、この記録が一日も長く続くように、多くの皆様方のご協力と取手警察署との綿密な連携のもと、さらなる交通安全対策に取り組んでまいりたいと思っております。

それでは、ご質問の1点目の利根ニュータウンから利根浄化センターに行く取手東線の交差点の信号機設置についてでございますが、町といたしましても信号機設置の必要性があると判断しておりまして、既に9月18日付で取手警察署に信号機設置の要望書を提出してございます。

また、利根町全体の信号機設置の要望の数でございますが、町全体で、10カ所について信号機の設置の要望をお願いしてあります。

次に、2点目の県道11号線、通称取手東線と呼んでおりますけれども、布川新町地先の歩道拡幅工事の進捗状況でございますが、これにつきましては、町から、再三、土木事務

所をお願いをしているところでございます。また、昨年9月、そして今年の3月の議会でも高橋議員の方から質問を受けているところでございますが、ここは住宅地の車庫に当たる部分と歩道との間が狭いということで、歩行に支障を来しているということで、早急の対応をお願いしているところでございますが、昨年所有者が亡くなりまして、その後の相続等が複雑になっているというようなことがございます。今年度内には用地の確保をしたいと土木事務所より伺っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、3番目につきましては、教育委員会の方から答弁をさせます。

次に、4点目の役場入り口付近と戸田井橋交差点での事故発生についてでございますが、この2カ所の過去1年間における交通事故の発生状況でございますが、役場入り口付近につきましては、利根川堤防の県道取手東線と町道104号線とが交差する地点で、物損事故2件、人身事故2件が発生しております。また、戸田井橋交差点では、物損事故7件、人身事故2件が発生しております。いずれも、人身事故は軽傷であったと伺っております。

役場入り口付近も戸田井橋交差点も、朝夕の交通渋滞が大変激しいために、事故防止と渋滞防止の両面から考えていかなければならない問題であります。県道取手東線と町道104号線との交差点につきましては、既に見通しの確保のため、県道側にポールを設置して視界の改良が施工されております。しかしながら、町が把握している以外に事故が発生しているということであれば、早急に調査をさせ、関係機関と対策を検討したいと考えております。

また、戸田井橋交差点につきましては、3色運用の信号機による交通渋滞を避けるために、橋の両側の県道整備を竜ヶ崎土木事務所に要望してございます。これが実現すれば、現在の点滅信号を3色運用して機能させられるため、事故発生件数は減少するものと思っております。

ただ、県道整備が実現するまでには相当な期間を要することが否めませんので、現状では取手方面に向かう車が左折して戸田井橋を渡る際に追突事故を起こしやすいと伺っておりますので、早急に何らかの対策を講じていただくように竜ヶ崎土木事務所に要請したいと考えております。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 教育委員会事務局長鬼沢俊一君。

〔教育委員会事務局長鬼沢俊一君登壇〕

教育委員会事務局長（鬼沢俊一君） それでは、若泉議員のご質問にお答え申し上げます。

布川小学校の通学路に指定されている谷原地区から小学校へ行く町道2273号線に対して、登下校時の車両進入規制をする考えはとのご質問でございますが、町立小中学校では、児童生徒の通学時等の安全を考え、通学路を定めております。各学校では、児童生徒の通学時等の安全対策として、ボランティアの皆様及びPTAの方々、並びに学校職員により、

登下校時において危険箇所と思われるところに立って、子供たちの見守りをさせていただいているところがございます。また、安全看板等を設置して運転者の方々に注意を促して、通学する児童生徒の安全を図っております。

若泉議員ご指摘の町道2273号線につきましては、布川小学校の通学路に指定されておりますが、現在、保護者等からの通学時間帯の車両進入規制についての要望はございません。

しかしながら、今後、規制の要望があった場合につきましては、この通学路は、生活用道路また農業用道路でもありますことから、規制をすることにより近隣住民の方々の生活に与える影響等もあると考えられますので、関係各課、取手警察署及び公安委員会等の関係機関と協議をしてみたいと考えております。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 13番若泉昌寿君。

13番（若泉昌寿君） ただいま町長及び課長の方から答弁いただきました。町長の方から、交通安全対策におきましては、町のボランティアの皆さん、交通安全の指導隊の皆さん、また母の会皆さんに大変お世話になっていると、まさしくそのとおりでございます。私も、常日ごろから、子供たちの登下校、また母の会の交通安全対策についての運動、いろいろな面でお骨折りいただいているということに本当に敬意を表したいなと、そう思っております。

今回、私、子供たちの安全、また交通事故を1件でも少なくしたい、そういう気持ちで一般質問を行っているわけですが、まず、第1点目の利根ニュータウンから浄化センターへの交差点、県道11号線ですか、あその交差点は、どういうわけか大きな事故が多いんですね、過去。今までも、私、3回ほど大きな事故見ておりますが、大変に、どういうわけか運転者の方、特にニュータウンの団地の方から来た方たちは錯覚するの何か、自分が優先道路のような感じするのか、それとも不注意なのか、それはわかりませんが、必ず事故が起きると大きな事故が起きるんです。今でも、ガードレールというか、ポールがぐにゃぐにゃに曲がった状態で直されておらない、事故の起きた跡が一目でわかるような、そういう状況でありますけれども、それをなくすためには、やはり信号をつけなきゃいけないのかなと、私そう思います。

先ほど町長の答弁ですと、9月18日に取手警察の方に要望したと。そう答弁してくれましたけれども、9月18日に要望はしましたけれども、じゃあ信号設置されるのはいつか。恐らく1年以内ではつかないのかなと。県も財政は厳しいんですから、仕方がないといえればそれは仕方がないでしょうけれども、やはり事故が起きたときのことを考えますと、要望してくれたのは本当にうれしいことです。ですから、これからもしつこく、何回も要望しなくてもいいですよと言われるぐらい、しつこいほどやってもらいたい。一日も早くつけてもらいたいと思います。今後とも、要望しっ放しじゃなく、再度、何度も何度もお願いしていただきたいと思います。

それで、現在、利根町の信号機必要な箇所、10カ所ほど要望してあるんだという答弁でございましたけれども、後で、全部でなくてもいいですから、大体どの辺を要望してあるのか、教えていただきたいなと思います。

それで、この交通事故なくすための信号機設置に関しましてちょっと質問したいと思うんですけども、例えば東文間小学校、今は廃校になりましたけれども、あそこの歩道橋、あれは完全にもう機能はしておりません。あれを、例えばの話、文間小学校の町道112号線ですか、それから押戸の南、またはもえぎ野の方へ行く交差点ありますね。あそこに移動してもらえればいいのか。そうしますと、今、東文間小学校で活動していない信号機も有効に使えるのかな。もちろん移動するための費用はかかりますけれども、それは町でやらなくちゃいけないのか、それとも県の方でやらなくちゃいけないのか、その辺は私もちょっとわかりませんけれども、できたらそういうことも、ただ眠っているような信号じゃなくて、せっかくあるんですから、そういうものを移動して有効に使っていただければ、そのように思います。

そのほかにも、先ほど町長、利根町の交通事故の件数等述べていただきましたけれども、私もちょっと利根地区の交番の方へ行っていただいてきましたけれども、平成20年度は発生件数が162件、そのうち人身事故が25件、負傷者が39人、死亡者は、町長先ほど言いましたようにゼロと。現在、600日近くもゼロということで、大変すばらしいことだと思っております。

それで、人身事故としては、交番でいただいたので言いますと、布川は3件ですか、役場入り口で3件、先ほど町長も言っていましたけれども、特に役場入り口の付近は、朝ですか、ラッシュというか、混雑しておりますので、その辺がちょっと難点なのかな。この辺は、町長も言っていましたけれども、これから何とか改善しなければいけないのかなと思いますので、ぜひともこれからも考えていただきたい、そのように思います。

また、私、常々思っているんですが、ヤオコーのところの信号なんですね。あそこの交差点は、ちょっと正規な交差点じゃないもので、信号が三つに分かれる、そういう感じですよ。私も、結構朝、ウォーキングしながらあちらこちらと歩いているんですが、特にあそこは朝早いときには信号無視かなりしています。なぜかといいますと、長過ぎるんですね、信号の変わる時間が。要するに3回変わるわけですから、長いのは当然かもしれません。これは、以前にも佐々木議員の方からその話は出たと思います。確かに長過ぎるんですよ。ですから、どうしても朝ちょっと早い時間は、皆さん急いでいますから、いいやと、そういう軽い気持ちで信号無視結構やっています。さらには、自転車の人、歩行者の方、半分以上は信号無視です。歩行者、自転車、そういう方も信号無視するということは、事故に遭う危険性というのは高いんですね。もちろん信号無視するときは右左見て渡るでしょうけれども、やはり信号無視ということは、歩行者の皆さんもあそこの信号の時差の間隔が長いということを知っていますから、どうしても無視したくなっちゃう、それが現

状なんですね。

ですから、今現在、あそこの信号に立ってみればわかりますけれども、県道11号線は通行量多いですね。それから布川交通の方から抜けてくる、あそこの道路も結構車の台数は多いです。両方の四季の丘から出てくる台数が少ないんですね。その四季の丘から出てくる青になる時間、あの時間帯を、大体12、13秒ぐらい青になっていると思うんですが、正規なはっきりした秒数はわかりませんが、大体そのぐらいかと思います。ただ、待っている台数というのはせいぜい1台か2台なんです。ですから、5秒もあれば、その1台か2台は完全に渡り切れるんです。その間隔を狭くしていただければ、今度は違う方の取手東線の方の変わる時間も短くなる、少なくなる。そうすると、運転している皆さんも、多少なりとも短くなれば、いらいらというか、そういうものも防げるのかなと。そうすると、日中は信号無視する人いませんけれども、朝早くの方もきちんと待っていてくれる、そういう感じになるのかなと思います。

また、もう一つ考えられることは、四季の丘の方に感知器を設置していただければ、当然、感知器の下に車が来なければそちらの方面は青になりませんよね。感知器が設置されて、その感知器の下に車が来て、それが感知されて青になるわけですから、そういうものも設置するといいのかなと。その交差点の信号の変わる時間が今よりも短くなって、通行する皆さんも、信号無視とか、いらいらの気持ちも多少なりともおさまってくるのかなと思いますので、その辺もちょっと検討していただいて、先ほどの東文間の歩行専用の移動のことで、今の信号の時間の間隔を短くする、または感知器を設置できるのかどうか、後で、課長、ちょっと答弁をお願いしたいと思います。

それと、もう一つ、ランドロームありますね。ランドロームも、このいただいた表から見ると、ランドローム前と駐車場内8件起こっていますね、20年度で。ランドロームの駐車場内、これは町は関係ないと言っては失礼ですけども、これはあくまでもランドロームの方に行政の方からできればお話をしていただいて、特にこれから暮れ、正月はお客さんの出入りも多いと思いますので、せめて警備の方を配置して、その物損事故とか、そういうのをなくすように、少なくするようにこれは町からお願いできると思うんです。これはヤオコーも言えると思うんです。もしできたら、ヤオコーさん、ランドロームさんの方で警備員を配置していただいて、それで出口のところに交通整理をやっていただければ、事故も少なくなるのかなと思います。

それで、ランドロームの信号、設置されましたね。それは大変に結構なことなんです。あそこの信号、また長いんですね。大体40秒ぐらいはなっていると思うんですが、青にもえぎ野の方から千葉竜ヶ崎線に出る信号。あその場合も、せいぜい信号待ちしているのが四、五台かな。5台あったとしても、10秒の青の時間があれば渡り切れますから。ですから、千葉竜ヶ崎線の方が結構つながっちゃうんです。ジェーソンあたりまでつながっているときありますね、赤になったために。あそこの信号も、感知器ついてたかな、つ

いているなら結構なんです、あそこは時間を短くしてもらいたい。ランドロームから千葉竜ヶ崎線の方へ出る青の時間を今の半分ぐらいにしてもらおうと、半分でも約20秒間ありますから、四、五台の車でしたら完全に通り抜けできますから。そうしますと、今度は逆に千葉竜ヶ崎線の方の渋滞がそれだけ少なくなると思うんですよ。流れがよくなると思うんですよ。これは県の方ではわかりませんから、利根町は利根町で行政の方がわかると思うんです。その現場へ行けばわかると思うんですよ。ですから、こういう状況ですから、何とかその信号の時差を考えて調整してもらえませんか。ただ黙っていたのでは、絶対県はやりませんよね。わからないですから。そういうところを強く町の方からお願いしていただきたい、そう思います。

それから、ワースト3で常陽銀行前駐車場、これも6件ありますね。常陽銀行のところもやはり出入りが多いですから、これも何とかしてもらいたいと思うんですが、これも常陽銀行さんの方に町の方からお願いしていただければいいかなと思いますよ。ぜひとも町の行政の方から常陽銀行さんの方にお願いしていただきたいと思います。

1番目は、これで終わりにします。

次、二つ目のことについて質問させていただきますけれども、先ほど町長も言っていましたけれども、高橋議員二度ほど質問しています。私も、はっきり申しまして、課長とお話はしています、直接。課長も、土木の方でやりますから大丈夫ですと。私、信じましてずっと待ってました。しかしながら、なかなかできませんね。

あそこ本当に狭いんですよ。大人の方が自転車で乗って怖くてさーっと行かれませんか、どうしてもブレーキを踏んでそれで歩道を渡るような、自転車で行った場合。一度経験してみればわかります。

それで、今度、4月からあそこは通学路になりましたね。そうしますと、布川台のまちの子供たちが、あそこまでは横に2人、3人で来るんです。来られますから、十二分に。ところが、その現地まで来ると、一人一人でなけりゃそこを通れない。ですから、中には、その歩道の縁石ありますね。縁石の外、めったにないですけども、私見たことがあります。子供が車道の方へ出て、そういうこともあるんです。ですから、高橋議員も前から言っているとおり、私も課長にも言いました。あそこは一日も早く何とかしてもらわないとしようがない。私が課長と話したときには、まだあそこは通学路にはなっていませんでしたから、朝夕子供は通りませんでした。今度は完全に通学路なんですから、建設課長ももちろんそうですけれども、教育委員会の方もこれは本当に真剣に考えてもらわなければ、事故があってからでは遅いんです。事故があって初めて、大変だ、じゃあやろう。そうじゃなくて、何事も、その事が起こらない前にやっつけていかなきゃしようがない。そう思います。

それで、もう一度、町長の方から先ほど進捗状況ありましたけれども、確かにあそこの持ち主、今、ご主人亡くなりまして、奥さんがちょっと病気をさっていますから、その辺

は私どういう事情かわかりませんが、町の方で調べていただいて、竜ヶ崎土木とよく話し合っていて、一日も早くやっていただけるようにお願いします。その辺の答弁ちょっとお願いしたいと思います。

次は、三つ目、これは教育委員会の方から答弁ございましたが、2273号線、このことにつきましても、布川小学校と太子堂小学校が統合する、そのように決まってから、その時点で、高橋議員、佐々木議員が一般質問で、何とかあそこ拡張工事やってくれと、そういうふうをお願いしましたね。しかしながら、町の財政がちょっと苦しいものでということで、防犯灯ですか、防犯灯はつけましたけれども、拡張工事はやってくれない。

お金のかかることですから、これはいろいろとありますけれども、しかしながら、子供さんの事故を守らなくちゃいけないとよく言いますね。守るためには、やはり整備しなかりゃしょうがないんですよ。現状維持で守ろうと言ったって、これはなかなか難しいことです。

それで、私、その規制はどうなんだと。登校・下校の規制はどうなんだと。今の教育委員会の答弁、地域の住民の方もあります、保護者の方からまだ言われてないから今のところはやる気持ちがないと。やる気持ちはないという答弁はしませんけれども、そういうことですよ。それは保護者から言われなくても、行政として、やはりそういう規制とかそういうものをつくらなきゃだめなのかなと。そう思ったら、そのように積極的にやるべきだと思いますよ。

また、私、本当に朝ウオーキングしていますから、あそこも結構通るんですよ。そうしますと、朝早く、農家の方、軽で通りますよ。軽自動車があ道路を通ったら、人はどうなりますか。私も行き会えば、すぐこうやってよけるんですよ。そうすると、運転者の方も、すみませんと、こうやって手を挙げて行きますよ。それほどの狭い道路なんです。

ですから、登校時、下校時、時間にして幾らかかりますか。1時間でしょう、登校時間。もし設置したとして。下校も1時間ぐらいあれば、合計、一日のうちに2時間ですよ。農家の方だって、そういう事情ならいいですよとわかってくれますよ。

ですから、先ほど保護者の方からまだそういう要望もないと。そうじゃなくて、行政の方から学校、PTAそちらの方に、あそこは車が1台通ると、登校、下校のときに子供たちが端へ寄らなければどうしようもないんだと。そういう事情だから、行政の考えとしては規制を設けたいと、学校側がPTA側に話して、それでそういう規制を設けるようにしたらどうなんですか。私はそう思います。それで子供たちのためになるんですから、事故からも防げるんですから。それで、地域の住民が、そんなのだめだと言う人はまずいないと思いますよ。保護者にしろ、学校側にしろ、そういう規制を行政側から設けてくれれば、それはありがたいと。私はそう思いますけど。そういうことで、後でまた、その考え方もう一度お聞かせください。

それと、もう一つ、戸田井橋ですね。あれは栄橋の拡幅工事のときですか、迂回するた

めにあそこに信号をつけたんですが、つけたのはいいんですけども、あれを正規に稼働させると逆に混雑するというので、あれからずっと点滅にしてあるんですよね。ですから、逆に言うと、今のところあってもなくてもあんまり関係ないと、そういう感じなんですけれども、今、町長の方からも、道路の整備、土木の方でやるような計画があるらしいんですけれども、またこれも、はっきり申しまして、1年や2年ではできないのかなと思います。

ですから、その整備される間の中にも、何とか今の状況を打開できるように町としても考えていただかなければいけないのかなと思いますけれども、私も質問しながらも、どのようなことをしたら解消できるのかと言われても、私もはっきりどうしたらいいのか答えは出てこないです。

ですから、町の皆さんの考えをお聞きしたい、そういう気持ちでこの点も上げたんですけども、何とかいい方法ありませんかね、この件につきまして。町長、お願いしますよ。そういうことで質問を終わります。もう1回ありますから。

議長（岩佐康三君） 総務課長福田 茂君。

〔総務課長福田 茂君登壇〕

総務課長（福田 茂君） それでは、若泉議員のご質問に答弁いたします。

21年度の信号機設置要望場所は、ここで口頭で言った方がよろしいですか。

13番（若泉昌寿君） もしわかれば。

総務課長（福田 茂君） 10カ所全部申し上げます。先ほどの若泉議員からお話のあったニュータウンから浄化センターへ行く途中の取手東線と交差しているところ、それから早尾台のメインストリート、早尾、羽根野台を通っているメインストリートのところの中央バス停前の交差点、それと県道東線と旧農協のスタンド、あの西側の方の土地改良基盤整備でできた道路、あそこの交差点、それと利根郵便局の北側、手前の方の交差点ですが、白鷺のまちから四季の丘の方へ抜ける交差点、それと県道取手東線でフレッシュタウン入り口の交差点ですか、こちら側になりますね、堤防沿いの方の。それから同じく県道東線で押付本田の東側の交差点ですか、それと県道千葉竜ヶ崎線の大平地区の五十嵐土木さんの資材置き場前、ちょうどもえぎ野の方から出てくる交差点あるんですが、そちら。それと、東文間郵便局の北側から惣新田の方に入る道路、そこの交差点。それと、県道千葉竜ヶ崎線で旧利根中の布川台に入っていく出入り口として使っているところ、それから同じく県道千葉竜ヶ崎線で（株）イトウさんの北側になりますか、きくばの方から上がっていったところの交差点、この10点を要望してございます。

それと、旧東文間小前の信号機の移動、それからヤオコー前の交差点の信号機、特に四季の丘の方の信号機ですね。そこの時間の短縮、または感知式ということでございますが、早速警察の方へ行ってご相談してきたいと思います。

それと、ランドローム、ヤオコーの駐車場内の事故、これにつきましてはお店の方に話

したいと思います。

それと、ランドロームのところの信号の長さですか、午前中と午後とちょっと長さ違うみたいなので、午後はちょっと早いように感じるんですよ。私も毎日通っているもので、もうちょっと調べて、この点ももえぎ野台の自治会の方からも要望ありますので、あわせてこの辺もお願いしていきたいと考えております。

それと、常陽銀行駐車場入り口のところ、こちら常陽銀行さんの方にお話したいと思います。

それと、戸田井橋につきましては、一昨年から栄橋の右折レーンの工事に伴ってあそこへ信号機設置されたんですが、初日、信号機を3色運用したところ、すごい渋滞があったということで、すぐに点滅信号に変わったと思うんですが、昨年工事が完了するとともにあそこの信号機を撤去するというお話がありまして、町でも長年要望していたところですので、信号機を撤去されては困りますということでお話したところ、必要ないだろうというようなお話がありまして、取手警察署を通じまして県の公安の方にお話ししたところ、県警本部の方の公安の方で、専門に信号機設置をされている方が現場を調査に来られまして、一番の原因となるのは道路の形状だと、あそこの構造上の問題じゃないかと。橋が短い。栄橋等に比べますと橋が短くて、右折レーン等をとっても結局2台ぐらいしか右折レーンに入れませんので、そのために渋滞を招いてしまう。どのように改修したらいいのかといいますと、橋のところの両側をもっと長くするしかない。それでやるには、橋の両側の県道をつけかえすると。取手側の方はつけかえる予定はあるということなんですけど、利根町側の方につきましては、あそこは用水がありますので、つけかえがちょっと難しいのかなということは土木の方からも伺っております。

それが、町長がさきに答弁しましたように実現すれば3色運用ということで、今、点滅でやっているんですけども、本来あそこは点滅ではないと。丁字路ですので3色運用が基本だよということをおっしゃってございました。

それでも、結構、接触事故、追突事故が多いもので、警察、土木事務所の方と協議しながら何らかの対策はとっていききたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い致します。

議長（岩佐康三君） 都市建設課長飯田 修君。

〔都市建設課長飯田 修君登壇〕

都市建設課長（飯田 修君） それでは、私から、県道11号線、取手東線上の布川新町付近の歩道拡張につきましてご答弁申し上げます。

工事が進まないといいますか、できない理由ですけれども、これは先ほど町長が申し上げたとおりでございます。ここの改修の必要性は私も十分認識しております。利用者、また町の立場として今後も努力を続けていきたいと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（岩佐康三君） 教育委員会事務局長鬼沢俊一君。

〔教育委員会事務局長鬼沢俊一君登壇〕

教育委員会事務局長（鬼沢俊一君） お答え申し上げます。

現在、町道につきましては、約80名ほどの児童が通っております。登校時間は7時40分から8時の約20分間でございます。職員が1人交通指導に出ておりますが、その登校時間帯にほとんど車両は入ってこないということを聞いております。特に4月から5月にかけて、職員が一度だけしか見ておらないということを聞いております。

もっとも幅員が狭いということで、子供が通っているときには車は通れませんので、車がUターンしたというのを一度だけ見ておるということを聞いております。

いずれにいたしましても、行政から規制をすべきというご意見でございますが、地域の方並びに学校、PTA等のそういう一体の要望がございませんと、最終的な決定権は取手警察署並びに公安委員会が持っておりますので、非常に協議が難しいというところがございます。ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 13番若泉昌寿君。

13番（若泉昌寿君） 1点目の総務課長からの答弁、すべて理解できました。これからもどうぞよろしくをお願いします。

それから、私の質問の2点目、取手東線の歩道の拡幅工事、一つ聞きますけれども、あそこの持ち家、名前は出しませんが、だんなさんは亡くなりました。それで、先ほど今どのようになっているのかわからないと、そのように答弁しましたけれども、土木の方では、それわかっているんですか。わかっている。じゃあ、土木の方で折衝するということができないわけ、する相手がないということ……いるんですしたら、これは町ですから、利根町が困っているわけですから、確かに要望はしていますよ。私と話したのはもう2年ぐらいになるんです。高橋議員も2年以上はたつと思えますよ、この問題では。石の上にも3年じゃないですけども、どんどん土木へ行かなきゃだめですよ。

私、前回の一般質問で取手東線のバイパスやりましたよね。あれも何年かかっていますが、今のこれと関係ないけど。やはり要望したからじゃだめなんですよ。相手からしつこいなと言われるほど行かなきゃだめだと思えます。ましてや県だって財政が苦しいんですから、要望しました、あ、利根さんあんまり来ないね。それはほうっておかれますよ。やはりしつこく行った自治体の方が勝ちますよ。

はっきり言って、何回行きましたかという質問、私聞きたくなりますけれども、それはいいですけども、ですから、課長、行くんですよ、何回も。また来たのか、利根の課長はと言われるぐらい。今度は通学路になって、子供たちを事故から守るためにやるんですよ。そういうことも考えて、ぜひともしつこく行ってくださいよ。ちょっと行政の皆さん、私らから見ると、足りないですよ、努力が、はっきり言って。取手東線だって平成7年に

やって、それが今度小さくなって、同じですよ、これだって。このままほうっておいたら、また1年もできないと思いますよ、恐らく。ですから、課長、お願いします、何度も。もういいよ、わかったからと言われるくらい行ってくださいよ。ぜひともお願いします。答弁は結構ですから、ただ、そのようにお願いしたいと思います。

それから、教育委員会事務局の鬼沢課長、私はちょっと理解できない。保護者から、学校からそういう要望がないから、町としてはこちらから話できないと、そういう感じですよ、答弁は。

私は違うと思うんですよ。よく言われますけれども、利根町の住民がここに住んでよかったよと、そういうことを目指して皆さんやっているんでしょう、町長初め。ですから、この問題だって、保護者の方、学校側にそのような要望がないから、先生がそのとき1人ついているから、そういうことじゃないと思うんです。子供たちがそこを通学しやすいようにやるのは、やっぱり行政が考えなければいけないでしょう。私はそう思いますよ。学校、PTA、保護者からそのように言われなから、こちらからそういう話は持っていけないというのは、それは違うと思うんですよ。

例えばの話、登校、下校のときに先生が立っていました。ボランティアの人が立っていました。しかしながら、そこの道路を利用する住民の方が突っ込んできちゃったらどうするんですか。子供たちが帰ってくるから、また登校するからとって、そこで100人中100人が待ってくれますか。そういうことをなくすために、わずか1時間弱なんですから、ここに何時から何時までは登校時間の規制をやれば、その看板立っていれば、住民の方だって、これは規制されているんだと、入っていきません。全部とは言いませんよ。中にはいますよ。ですから、入っていかないように注意を促すために、その制限を設けるわけですよ。それを行政の方から、このようにした方が子供の安全を図れるんじゃないですかと、PTAの皆さん、学校に、こちらから言って何がいけないんですか。私は、いけない理由はないと思いますよ。子供たちの事故を守るためにも、そういうことは行政がまず考えなければいけないでしょうよ。

私から言わせれば、あそこの拡張工事、財源がちょっと難しいからできません。それは言いましたよ、それは教育委員会じゃない。そうしたら、拡張工事が難しいなら、規制すれば何とかできるのかな、幾らか解消できるのかなと考えるのが、教育委員会の方じゃないですか。私はそう思いますよ。

最後に、教育長、ちょっと考え方お願いします。それで終わります。

教育長無理なら担当でもいい。無理とは言わない、教育長と私書いてないから。

議長（岩佐康三君） 教育委員会事務局長鬼沢俊一君。

〔教育委員会事務局長鬼沢俊一君登壇〕

教育委員会事務局長（鬼沢俊一君） お答え申し上げます。

先ほども申し上げましたとおり、最終決定は取手警察署及び公安委員会が決定をするも

のでございますので、町としては、やはり危険な箇所につきましては……。

13番（若泉昌寿君）　そういうのはいい。私は考え方を聞いているんだ。

教育委員会事務局長（鬼沢俊一君）　考え方としては、危険箇所につきましては、今後そのような形で対処していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（岩佐康三君）　若泉昌寿君の質問が終わりました。

暫時休憩をいたします。

再開を2時35分からといたします。

午後2時25分休憩

午後2時35分開議

議長（岩佐康三君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

4番通告者、9番今井利和君。

〔9番今井利和君登壇〕

9番（今井利和君）　4番通告、今井です。質問をいたします。

食の安全と信頼について。

2006年から始まった食料価格の高騰は、2008年に世界各国で社会的混乱に発展しました。エジプト、ソマリア、フィリピン等世界20カ国余りで、食料価格の高騰を理由とする市民の抗議運動や暴動が起きております。国連食糧農業機関が9月に発表した2007年の推計で、世界の飢餓人口は9億2,300万人、食料価格も2007年の1年間で52%も上昇し、人々の生活に深刻な影響を与えているという結果が出ております。

その高騰の一因となっているのが、小麦、大豆、トウモロコシ等の問題や、台風、サイクロン等気候変動によるものが多く、日本でも気温の上昇による米やミカンの品質の劣化や魚の漁獲地の変化も人々も生活に深刻な影響を与えていると言われております。最近では小麦、大豆、トウモロコシ等は1年前の価格に下がったと言われておりますが、加工食品には転嫁されず、値上げの状態になっております。

食の安全には、食物が必要量あること、食物が衛生的であることが挙げられますが、その安全面では、食料自給率が低い我が国における不足の食料確保と、今回のような保障上問題が発生しました。今、食料危機により、食物の必要量を求め増産を図ったために品質の管理がおろそかになり、諸問題が発生したのではないかと思わざるを得ません。農薬等の化学物質の影響が大変懸念されております。

そこで、次の点について町ではどのように考えているのか。今、問題になっている食品を食べた場合、体に与える症状や、後々、体にどのような影響が出てくるのか。また、治療方法等、各食品についてお尋ねします。

一つ、冷凍ギョーザ中毒事件について。

- 一つ、事故米のかびについて。
- 一つ、メラミン混入食品について。
- 一つ、つぶあん等食品のトルエン混入について。
- 一つ、インゲンの殺虫剤、ジクロルホス混入について。
- 一つ、シアン化合物混入食品について。
- 一つ、ウナギや粉末牛乳について。

町は食の安全についてどのような対応をしているのか、町長、担当課にお尋ねします。
次に、インフルエンザについてお聞きします。

私、同じ質問で2人目になりますので、簡潔にお答えください。

世界的な大流行が懸念される新型インフルエンザですが、県内で想定される死者の数は1万5,000人、国内で大流行した場合、最悪で64万人が死亡するとの試算も出ています。発生率は25%、外国では30%から50%と言われていますが、死亡率2%と仮定した場合、県内では4万8,000人が入院し、1万5,000人が死亡すると予想されています。

昨年12月、新型インフルエンザではないが、県内でインフルエンザの流行が開始したと発表したときには、古河が43名、龍ヶ崎33名、つくば32名と、県南と県西地区での感染が目立っていました。県は、1月から2月にかけて流行が本格化する可能性があるとは指摘していました。

そこで、新型インフルエンザから身を守るために、次のことについてお尋ねします。

よく耳にする新型インフルエンザとは。

- 一つ、新型インフルエンザが大流行した場合、茨城県内の患者数は。最新のデータでは。
- 一つ、新型インフルエンザが大流行するとどうなるのか。専門の医療機関は。
- 一つ、新型インフルエンザの感染を防止するための対応は。
- 一つ、流行期に備え準備しておくことは。
- 一つ、町のインフルエンザの対応についても町長の考えをお尋ねします。

これも回答書いておりませんので、的確というよりも、断片的に、町長、答えてください。

これらは茨城県広報11号に載っておりますので、皆さん見ていると思いますが、見てない人の方が多いと思いますので、質問したわけです。よろしくお答えください。

議長（岩佐康三君） 今井利和君の質問に対する答弁を求めます。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） 今井議員の質問にお答えをいたします。

まず、食の安全と信頼についてでございますが、人が口にするものとして、あってはならないことが、4年前の狂牛病問題、また昨年暮れに起きた中国ギョーザ事件、また中国野菜などの農薬汚染問題、さらには国内で起きた汚染米事件など、消費者にとりましては

大変憂慮すべき事態であり、また大きな社会問題となっているところでございます。

議員ご質問の、今、問題になっている食品を食べた場合の症状や治療方法についてでございますが、混入物の種類や量、また、人によって病状が異なることや、間違った判断で大変なことにもなりかねません。私は医師の知識は全然持っておりませんので、一般論でしか申し上げられませんが、もし異臭のする食品などを口にした場合は、直ちに最寄りの病院に行きまして診療を受けることが一番であると思います。また、保健所に連絡していただきまして、1人でも犠牲者が出ないように努めていただくことが重要であると考えます。

次に、町の食に対する安全についての対応でございますが、本町におきましては、主に農作物になりますが、平成18年度から施行されましたポジティブリスト制度、残留基準の定められていない農薬が残留する食品の販売などを原則的に禁止する制度でございますが、これにより、あらゆる農薬の適正使用の指導を県から委託されております。町の病虫害防除員2名や農協、農業改良普及センターと、町で広く農家に周知しているところでございます。

このほかに、安全・安心な農作物をうたい文句に、県の茨城農業改革の一つである減農薬、減化学肥料を取り入れたエコ農業の推進をしておりまして、現在、エコファーマーに認定されています農家は2件ほどございます。

J A竜ヶ崎市におきましては、供出米や直売所に置いてある野菜に対して、農薬等使用したことがわかる農業生産履歴書をつけ、食の安全に力を注いでおりますし、町の食品を取り扱うお店で構成されております利根町食品協会におきましても、食の安全に努めておるところでございます。

さらに、町全体の組織である利根町地場産業推進協議会でも、安全・安心な農作物、顔の見える農産物を生産者と消費者が一体となってPRし、同時に地元のを地元で消費するという地産地消を進めておるところでございます。

もし町内で食料加工品などによって問題が発生した場合には、直ちに関係機関と連絡をとり合いながら、町民の皆様に正確な情報を速やかに提供していくことが最も重要であると考えております。

議員お尋ねの7項目につきましては、さきに申し上げましたとおり、おかしいなと、また異臭があるなど、口にしちゃったという場合は、直ちに病院に行くこと、そして保健所に連絡していただくことだと思います。なまじの療法は避けるべきだと私は思っております。直ちに専門医に直接お尋ねいただければと思っております。

特に対処方法、治療方法等については、医師と患者と直接にご相談なされた方が一番よろしいかと私は思っております。

次に、インフルエンザについてでございますが、一つ目の新型インフルエンザとはというお尋ねでございますが、新型インフルエンザとは、高病原性鳥インフルエンザウイルス

H5N1型が、新型インフルエンザの原因となる可能性が高いと見られています。H5N1型は、鳥類の間だけで感染していたインフルエンザウイルスが、鳥からヒトへと感染するように変異したものです。今後、H5N1型がヒトからヒトに感染するウイルスへとさらに変異し、大流行を起こすのではないかと心配されている新型インフルエンザのことでございます。

2番目の新型インフルエンザが大流行した場合、茨城県内の患者数はということですが、県内の患者数の推定でございますが、出現したウイルスの病原性や感染力の強さ等に左右されるもので、完全に予測することは難しいということですが、県は、米国疾病管理センターの推定モデルを用いて患者数を試算した県内の患者数の内訳でございますが、外来患者数は約31万から58万人、入院患者数は約1万3,000人から4万8,000人という数字が出ております。

3番目の新型インフルエンザが大流行するとどうなるのか、専門の医療機関はとの質問でございますが、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律というのがございますが、この法律に基づき厚生労働大臣や都道府県知事が指定する病院で、感染症指定医療機関があります。感染症指定医療機関は、二次保健医療圏ごとに指定されておまして、利根町は、取手龍ヶ崎保健医療圏で、総合病院取手協同病院が感染指定医療機関となっております。そして、感染拡大に備え、医師会を通じて、感染症指定医療機関以外の病院に対して入院協力医療機関を要請しております。現在のところ、入院協力医療機関名は公表されておられません。これはパニックになるというようなことで公表されていないということでございます。

4番目の新型インフルエンザの感染を防止するための対応でございますが、利根町新型インフルエンザ対策行動計画を策定いたしまして、新型インフルエンザの各段階に応じた対策に支障が生じないように、必要な措置を講じていきたいと思っております。そして、私を本部長とする利根町新型インフルエンザ対策本部を設置して、迅速かつ的確な対応をしたいと考えております。

次に、流行期に備えて準備しておくことはとの質問でございますが、まず、感染をしない、させないためにマスク、手洗い、うがいを励行し、また大流行に備えて2週間程度の食料、水、日用品を備蓄するなどが、今、考えられている予防方法でございます。

6番目の町のインフルエンザの対応についてということですが、町の対応につきましては、今申し上げました内容を、利根町新型インフルエンザ行動計画を策定した後に、町民の皆様方に広報紙やホームページ等で周知徹底していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 今井利和君。

9番（今井利和君） 2回目の質問をさせていただきます。

今、食の安全と信頼については、減農薬、農薬、食品、生活者、専門医ということで答えてもらいました。私は、食の安全についても、何か広報が足りないような気がして質問しているわけですが、食の安全についてそういう点で質問したわけですが、今までの経過を見ますと、汚染されたたくさんの食品が市場に出回ったことがあるということは、国民が時にはその食品を食べたのではないかと思われれます。給食では、将来利根町を背負う子供たちに安心・安全なバランスのとれた健康な食事を提供しているわけですが、小学生、中学生の子供たちの安全が心配されます。

そこで、子供たちの給食についてお尋ねします。

12月3日ですか、新聞紙上で、つくば市の小学校で給食の中から異物が見つかり、公表がおくれ陳謝したという報道が載っておりました。これは有害物ではありませんでしたが、お尋ねします。

一つ、学校給食メニューに今まで心配されている食品を提供したことがあるのかどうか。また、提供の期間は。

二つ目、その食品名は。提供の場合。三つ目、子供たちが体調を崩したことはなかったか。

次に、食品の安全に関連して水道水についてお尋ねします。

町では、地下水と県水で各家庭に水道水を供給していますけれども、定期的に地下水については検査をしていると思います。以前に、利根町地域内でシアンが検出されたとは私は記憶していますが、最近の水道水、地下水についての検査結果は、有害物質含まれていなかったかどうか、お聞きします。

一つ、検査の分析結果を教えてください。

一つ、水道水について安心・安全ですか。イエスかノーの形でお答えください。

次に、国保診療所での質問をします。

今までいろいろな有害物質騒動中に、体調を崩されたり、不安を訴えたり、診療所なり役場の方へ電話をかけたか、来られた方々があったのかどうか、お尋ねします。

一つ、体調を崩した人、不安を訴えてきた人があったのかどうか、お尋ねします。

次に、インフルエンザについて、2回目の質問をさせてもらいます。

これは再確認のためにもう一度お尋ねしますということですが、学級閉鎖、学年閉鎖と24の施設、インフルエンザということですが、報告されています。

インフルエンザは、せき、くしゃみ、会話のときに飛散した病原体が1メートル以内でヒトからヒトへ移るとされています。発症後ウイルス剤は48時間以内に服薬しなければならないとされています。流行すると、ヒトからヒトへと2日から4日で感染すると言われています。感染が相次ぎ、学校ではインフルエンザに感染された子供たちで大混乱が生じるのではないのでしょうか。そのために迅速な対応が必要になります。

小学生、中学生の父兄、子供たちに新型インフルエンザの知識を持ってもらい、父兄と

の連携で子供たちをインフルエンザから守らなければなりません。学校や幼稚園を拠点として感染拡大するとされています。インフルエンザの発生に対し、一つ、学校ではどのようなインフルエンザ対策をとっているのか、お聞きします。父兄との連携はどのようになっているのか、あとマスクを子供たちに支給するのかということなんですが、それもお聞きしたいと思います。

次に、タミフルについてお尋ねします。

鳥インフルエンザがヒトに感染しやすく、変異した新型インフルエンザから流行に備え、日本などは治療薬タミフルの備蓄を進めているとのことですが、鳥取県の方でタミフルの効かないウイルスが見つかり、効果に疑問が生じている。タミフルを服薬した子供が異常行動により死傷した事故も起きています。また、一方では、タミフルを飲まなかった子供は症状が重く、高熱による目まいやふらつき、異常行動などが起きていると国立保健医療科学院の研究グループが発表しているが、担当課ではどのような見解を示すのか、お聞きします。タミフルを服薬した方がよいのか、しない方がよいのか、担当課にお尋ねします。

次に、診療所についてお尋ねします。

予防接種を受ける人は例年より30%ふえているとの厚生省の発表ですが、診療所では、インフルエンザ、新型インフルエンザ流行の予防接種として高齢者にインフルエンザ予防接種を行っています。「知っていますか、インフルエンザについて」の見出しで、インフルエンザとは、予防方法は、予防接種効果は、接種の後の注意など、接種後の人たちにチラシを渡しています。私が目についたのは、医師が忙しく動き回っておりました。新型インフルエンザの流行期に、今の先生の数で、筑波大の先生、中沢先生いるみたいですけども、対応できるのか心配になりましたので、医師の人数についてお聞きします。

次に、補助金についてお尋ねします。

龍ヶ崎では、65歳以上の方は予防接種料はゼロ円、利根町では接種料は1,500円、取手市では1,500円から2,000円、守谷市では小学生以下の子供は1回につき1,000円の補助金、2回まで合計2,000円の補助金が出ていると聞いております。補助金を多く出して国保の医療費が多くならないように予防接種を促してはいかがですか、担当課にお尋ねします。

次に、新型インフルエンザの特効薬として、2009年に石川県の方で発売予定とされていますが、新薬が保険で服薬できるのか。また、今後診療は新薬が服薬できるのか、その辺をお尋ねします。担当課お願いします。

最後の質問ということで聞きます。

食の安全についても正しい知識が必要です。より以上に、新型インフルエンザから身を守るためには、正しい知識、判断力が必要です。発生時に備えての準備をしておくことも重要ですので、食の安全、今回の新型インフルエンザの対応について質問に立ったわけですが、利根町の町民の方々にも知識、準備などの点で多くの方に知ってもらう必要があります。

その点では、町の方は広報不足と私は感じております。先ほどの西村議員の中で、広報はやりますということで答えておりますけれども、今後の広報について、一刻も早く広報を出していただいて、インフルエンザとかそういうものの予防策をとってもらいたいなと思います。その点について、町長の最後の見解をお願いします。

議長（岩佐康三君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） 今、今井議員から、大変重要な食の安全、また子供たち、水道水等いろいろご質問いただきましたけれども、残念ながら通告にございませんのでお答えは控えたいと思いますけれども、子供たちの給食の安全につきましては、教育委員会でいろいろ対策を講じておりますのでご安心いただきたいと思います。

また、水道のシアン等が地下水に入っているかどうか、そういう報告は私はまだ受けておりません。また、国保診療所等の、これはインフルエンザの件だと思うんですけれども、そういう報告というか、そういうのは聞いておりません。

インフルエンザについての学校閉鎖云々ということでございますけれども、子供たちにも、学校では、マスクをなささいよ、手洗いをなささいよ、うがいしなささいよと、先ほど教育長の方からもお話があったとおりそのような指導をしているかと思っております。

それから、タミフルがこの新型インフルエンザに効くか効かないか、これは私にはわかりませんが、はっきり言わせて。ただ、テレビやなんかの情報でございますが、薬が足りないということで、その有効期限を延ばして、かかったときというか、その予防に当てるといようなニュースは聞いております。

それから、診療所での新型インフルエンザ、これは高齢者に対してやっているのかやっけてないのかということでございますけれども、新型インフルエンザのワクチンは今開発されておきませんので、利根町では10月1日から12月末までの接種期間として設けて、今、実施しているということでございます。

それから、新型インフルエンザについての正しい知識と食の安全ということでございますけれども、私が今お聞きしているのは、鳥から直接人間にこういう細菌等が移るというのは私聞いておきませんので、鳥から何らかの形で家畜を介して人間に移るのではないかということも言われておきますし、はっきり申し上げまして、不安は増大しますけれども、今のところ答えられないという状況でございますので、国も県も市町村も、これら情報を共有して、発生に向けて、未知の世界なんですけれども、対応していこうということで今努力している最中でございますので、ご理解いただきたいなと思います。

議長（岩佐康三君） 健康福祉課長師岡昌巳君。

〔健康福祉課長師岡昌巳君登壇〕

健康福祉課長（師岡昌巳君） ただいまのご質問でございますが、まずタミフルと異常行動ということですが、国の見解では、現在のところ因果関係ははっきりしていないとい

うような情報でございます。

それと、タミフルが効くか効かないかということでございますけれども、現在、国の方では、薬につきましては国民の45%に当たる約5,500万人分の備蓄をするということで、この薬につきましては、タミフル及びリレンザ、この二つの種類の薬を備蓄するというところで、現在のところ実施しているということでございます。

それから、新薬につきましては、実際に効くかどうかというのは、新型インフルエンザが出てからでないとそのパンデミックワクチンはできませんので、現在のところは何とも言えないということでございます。

それから、もう一つ、インフルエンザの公費負担の件でございますが、町の方では、65歳以上の方につきましては、定期予防接種ということで公費負担2,000円を支給しておりますので、あとは病院ごとに診療所ごとに定まった金額で接種されているということでございますので、その病院によっては2,000円でするところもあるというふうに聞いております。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 町民生活課長高野光司君。

〔町民生活課長高野光司君登壇〕

町民生活課長（高野光司君） それでは、今井議員の質問にお答え申し上げます。

今、今井議員が言われた7項目の関係する患者は診療所にいたのかということですが、逐一いろいろな情報は入ってくるんですけども、直接そういう言われたやつでは聞いておりませんので、もう一度確認してみたいと思います。

あと、飲料水の安全ということでございますけれども、県の方から、町内で井戸を使って飲料している家庭がありまして、それを何カ所か選びまして年1回定期的に検査をしております。その結果につきましては、飲み水に適していないというものはありません。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 教育委員会事務局長鬼沢俊一君。

〔教育委員会事務局長鬼沢俊一君登壇〕

教育委員会事務局長（鬼沢俊一君） お答え申し上げます。

さきの冷凍ギョーザ、事故米等の問題に伴う利根町学校給食食材の影響について、報道されておりました事故米につきましては、事故米及び米、原材料使用関連製品についての農林省発表の食材につきましては、仕入先は現時点では一切ございません。事故米の問題についての対応は、食材の仕入先でございます財団法人茨城県学校給食会が調査を行いまして、報道されております業者名、その仕入先取り扱いがいいことを確認してございまして、今後も農林水産省及び内閣府等の追加調査に伴いまして、町といたしましても迅速に対応し、今後とも食材発注に対しましては食材納入者を通して随時安全確認を行うとともに、引き続き給食食材の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 水道課長飯塚正夫君。

〔水道課長飯塚正夫君登壇〕

水道課長（飯塚正夫君） 事前通告なかったので、突然なのでちょっと戸惑ってはいたんですが、安全・安心か。当然、安全・安心でございます。

それで、自然界のシアンが出ていた井戸ということですが、ちょっと私が来てからの個人の井戸からのやつはちょっとわかりませんが、大分前にあったのかなと思います。水道課の水質検査でございますけれども、毎日行っております。土曜日、日曜日も含めまして、職員が出勤して毎日行っております。それは、色度、1から5まであるんですが、静穏度法でいくと1から5の間で供給しなければならないという色度の検査、あと残塩です。その辺のものも含めて検査しております。当然、それは水道法で決められた範囲の中で供給してございます。

それと、有害物質はどうかということですが、井戸の方は、2年に一遍、全項目にしますと100万円ちょっとかかります。水質検査だけ委託しているんですが、100万円ちょっとかかまして、2年に一遍やっておりますが、それも水道法で決められた範囲内で供給してございます。

ちなみに、水道法で言う水質検査とは、1日に2リットル70年間飲み続けまして10万人に1人の割合で害が出るといったような水質の基準で決められていると聞いております。いずれにしましても、すべて安全・安心な水道水ですので、安心して飲んでも大丈夫だということでございます。

議長（岩佐康三君） 今井利和君の質問が終わりました。

暫時休憩をいたします。

再開を3時25分からいたします。

午後3時15分休憩

午後3時25分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

5番通告者、8番佐々木喜章君。

〔8番佐々木喜章君登壇〕

8番（佐々木喜章君） 佐々木喜章でございます。

通告順に従いまして、今年度の施政方針、福祉・保健・医療につきまして質問をさせていただきます。

まず、福祉・保健・医療の重点施策の進捗状況について伺いいたします。

今年度の施政方針の中で、福祉・保健・医療の重点施策、6項目を掲げております。この6項目を申し上げますと、 高齢者の自立支援、 後期高齢者医療制度の円滑な推進、

障害者へのサービスの給付と支援、 特定健康診査や特定保健指導の充実、 放課後児童対策事業の充実、 メタボリックシンドロームの発見と予防、 これら 6 項目を今年度の重点施策として掲げております。

1 点目といたしまして、これら 6 項目の進捗状況はどのようになっているのでしょうか。第 3 回定例会において事業全体の執行状況、執行率を伺っておりますが、今回は福祉・保健・医療を中心にお答え願います。

2 点目、次年度はどこに重点を置いて執行する計画でしょうか。

次に、新型インフルエンザについてお伺いいたします。

20 世紀には、インフルエンザの世界的流行が 3 回発生しております。2003 年冬からは高病原性鳥インフルエンザウイルス H 5 N 1 型が、家禽や野鳥の間で流行しています。人の発病は、2008 年 5 月末までに世界 15 力国で 383 人に上り、うち 241 人が死亡しております。現在、H 5 N 1 型ウイルスに関しましては、フェーズ 3、これは鳥からヒトにウイルスが感染した症状態と言われております。この状況は 1997 年から 10 年以上続いているため、ことしの冬にも新型インフルエンザ、ヒトからヒトへの感染の発生に備えた対応が必要とされた状況と言われております。

中でも、高病原性鳥インフルエンザは、平成 16 年 1 月日本でも 79 年ぶりに養鶏場などで発見され、その後の調査ではヒトへの感染も確認されていると、東京都の調査で明記されており、新型インフルエンザが出現した場合、人類は免疫を持たないため、世界じゅうでの大流行は不可避であると言われており、首都東京でも、その被害は健康被害にとどまらず、社会的、経済的な混乱が生じることが危惧されるという考え方のもとに、東京都では既に平成 16 年 12 月に東京都新興感染症対策会議が行われ、翌平成 17 年 10 月には、発病段階別対策として、発生前期、海外発生期、国内発生期、都内流行期、大規模流行期、流行終息期と六つの段階別に、社会機能の確保、破綻回避への対応、さらに社会機能の回復と新たな発生への備えという、細部に至るまでの対応マニュアルが作成されております。

さらに、荒川区では、区内で患者が発生した場合を想定し、区内発生宣言を出す、この段階で区役所業務は原則停止とするなど、徹底したマニュアルが作成されております。

我が町においても、まずは役場職員、議員を初め、小中学校、保育所、幼稚園等で新型インフルエンザの恐ろしさについて学び、危機感を持って対応マニュアルの作成に取り組むべきだと思われまます。

そこで、1 点目、新型インフルエンザが発生した場合、有効なワクチンがまだ開発されておられません。被害を最小限に食いとめるための対策は考えておりますか、お尋ねいたします。

2 点目、高齢者が多い利根町では、新型インフルエンザに対して、重要課題として取り組むべきではないでしょうか。

3 点目、学校の対応、高齢者福祉の対応、ごみ収集の対応についてもお答え願います。

ごみ収集については、今現在、委託業者が2業者おりますが、これはマスク、食べ物の残滓等の収集は敏速に行わなければ広がるという点での質問でございます。

次に、利根町診療所についてお伺いいたします。

11月22日の連休前から私の背中に異常があらわれ始め、25日には痛みが増してきて、気がつくやうに背中にポツポツと赤く水膨れのような斑点ができ、痛みもあったため、診療所に行き診察していただいたところ、帯状疱疹とわかりました。痛みと違和感で我慢の限界になっていましたが、診療所の混雑ぶりに改めて驚かされました。その場所で、私も8時半からのところ8時に行って住民の方々と一緒に並んだわけですが、その中に元の議員さんが1人いまして、その住民の中で、こういう問題は議員に頼まなきゃよくならないよと、大騒ぎされたところでもあります。質問をして何とかしてくれということでした。診療所のあく時間について、住民から私のところへ言われたわけでもあります。

その内容はというと、診療所が込むので、早目に診察券を出して、一たん家に帰るか、あるいは車の中で待っていたいが、寒い中でひたすら診療所があくの待っている。風邪を引いてつらいから見てもらいたい老人があんな状況では倒れてしまうというもの、1時間ほど早くあけてくれれば診察券を出して休んでいられるという、ほぼ同じ内容の意見が出ておりました。そういう住民の意見を尊重することも、住民サービスの一環としてとらえ、一部改善の余地はあるのではないのでしょうか。

とはいえ、さまざまなケースも想定され、1時間前にあければ、またさらに1時間前に早く並ぶようになってしまふとか、切りがないことかもしれません。

そこで、一つ提案として、ノートとペンをひもか何かで結んで外に出してもらうだけで、来た人が順番に名前を記入し、診察前に診察券と保険証を提示するようにしてもよいのではないかと考えました。多くの町民が不便を感じておりますので、何か改善策を講じていただきたいと思います。

10月には山中医院が閉院した関係もあり、国保診療所が大変混雑しております。さらなる診療所の充実を図るべきではないのでしょうか。

以上、今年度の施政方針の福祉・保健・医療における3項目、合計11点につきまして、町長、担当課長の明快なるご答弁をお聞かせいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（岩佐康三君） 佐々木喜章君の質問に対する答弁を求めます。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） それでは、佐々木議員の質問にお答えをいたします。

まず、初めに高齢者の自立支援については、支えが必要な高齢者の心身の健康維持、安定した暮らしを地域ぐるみで支えていくための拠点となる機関として、地域包括支援センターがございます。地域で暮らす高齢者の方々が、いつまでも自分らしい生活を送ること

ができるように、専門職が協力し、介護、福祉、保健、医療さまざまな面から総合的に支援をしております。支援や介護が必要となるおそれのある高齢者に対しましては、介護予防プランを作成し、適切なサービスにつなぎ、自立した生活が送れるように支援をしているところでございます。現在、要支援認定者数128名のうち、介護予防プランを作成し、介護予防に取り組んでいる要支援1、2の方は67名おります。今後も、身体等の状況を見守り、適切な支援をしていきたいと考えております。

次に、高齢者を対象とした事業として、運動機能向上、栄養改善、口腔機能の向上を目的に、マル特元気アップ事業を実施しております。この事業には、特定高齢者として選定された92名のうち20名が参加し、5カ月間の予定で行われております。また、1年を通して福寿広場や、ふれあい広場等の教室を実施し、これまで延べ人数700人弱の参加を得ているところでございます。

認知症に関する事業といたしましては、認知症サポーター養成を行っております。現在のところ、60名弱のサポーターが誕生しております。これは、地域で暮らす人々が認知症について理解し、認知症の方への接し方を理解することができれば、認知症の方も家族の方も地域と安心して暮らしていく上でとても心強いことだと思います。みんなで認知症の方やその家族の方を支え、だれもが安心して暮らしていける地域をつくっていくために、日常の暮らしの中で認知症の方を見守り支える人を養成しているところでございます。今後も、引き続きサポーター養成を実施してまいりたいと考えます。

2点目の後期医療制度の円滑な推進ということでございますが、今年度につきましては制度のスタートの年度ということもでございます。75歳以上の方や、65歳以上で一定の障害のある方が加入しているものでございます。また、これは、長寿により医療費が増大し従前の制度が限界となる中、高齢者の方が安心して医療を続けられるように考えられた医療制度でございます。

ご承知のように、当初からの制度の内容につきましては、議論がテレビ、新聞等で報道され、さまざまな指摘や批判を浴びながらスタートをいたしました。以前にも答弁したところでございますが、4月の当初は、電話や窓口で1日数十件の問い合わせがあり、年金天引き等の苦情、問い合わせ等で、窓口の混雑する状況はしばらく続きました。5月の連休明けにようやく落ちつきを取り戻したのもつかの間、6月には新たな見直し、方針が政府・与党でまとまり、一つが低所得者への保険料の新たな軽減対策、二つ目といたしましては年金天引きされている方で一定条件を満たせば普通徴収に変更できるようにするものでありまして、このための新たな処理や通知等が発生し、その対応のため膨大な時間を費やし、事務処理を行いながら現在に至っているところでございます。

また、来年度に向けては、政府・与党の後期高齢者医療制度に関するプロジェクトチームが、改善策といたしまして、低所得者への保険料軽減の継続、あるいは特別徴収の見直しについて一定条件を撤廃し、特別徴収か普通徴収かを自由に選択できる方向で検討して

いるということ聞いております。これら今後の動向を見ながら、町といたしましても、県後期高齢者医療広域連合との連携のもと、さらなる制度の円滑な運営を図っていきたくと考えております。

次に、3点目の障害者へのサービスの給付と支援についてでございますが、障害者自立支援法に基づき、障害者の方が自立に向けて地域で安心して暮らせる町の役割として、居宅介護、ショートステイなど、障害者の特性に合った福祉のサービスを支援しております。

現在、障害福祉サービスの受給者証の給付人数といたしまして、63人の障害者の方に発行しております。また、9月に障害福祉サービスを利用した件数といたしましては延べ67件で、前年の同月と比較いたしますと10件の増となっております。ことから、サービスの需要は伸びており、今後もサービスのさらなる充実を目指してまいります。

また、今年度の事業といたしましては、利根町障害福祉計画、平成21年度から平成23年度まででございますが、を策定する予定でございます。現在、9月に障害をお持ちの方全員にアンケート調査を実施した結果の集計をしておるところでございます。この集計結果を十分に踏まえ、障害福祉計画の中に反映させていきたいと考えております。

次に、4点目の特定健康診査や特定保健指導の充実についてでございます。

今年度が初年度でありまして、メタボリックシンドロームの早期の生活習慣の改善により、病気の発症と重度化の抑制を図るものであります。今年6月に、40歳以上74歳までの国保被保険者に対しまして、町内各施設において、集団健診形式で7日間にわたり特定健診を実施いたしました。その際の受診者は、約1,300名でございます。また、その後、集団健診時に都合が悪かった方のために、県国保連合会と茨城県医師会との間で契約により、県外近隣の病院、医師で個別に特定健診ができるようにしたところでございます。

一方、特定保健指導の方は、腹囲が男性は85センチ以上、女性は90センチ以上で、血圧値、脂肪値——コレステロールでございますが、また血糖値のいずれかが異常値を示す方が該当になります。今年度の集団健診からは、259名の方が保健指導の対象となりました。

そのうち町の指導計画に沿って積極的に支援、動機づけ支援の必要な方196名を抽出し、保健指導利用券を発行したところでございます。そのうち60名の方にお申し込みをいただき、保健指導が開始されております。この方々には、6カ月の間個別面談や電話等での支援を継続的に行い、体重や腹囲の減少を目指すなどの生活習慣の改善を図っていただく予定でございます。

次に、5点目の放課後児童対策事業の充実についてでございます。

放課後児童対策事業、利根町児童クラブ事業につきましては、小学校の統合により、現在すべての小学校で実施しております。また、昨年度、各クラブの保護者の代表者の方や小学校の先生、クラブの指導員で構成した利根町児童クラブに係る検討会議の中で、クラブの運営形態等についてご検討いただき、クラブの開級時間の延長を行い、利用の向上を図ってまいりました。

さらに、保護者とクラブとの連絡体制を見直し、各小学校にもご協力をいただき、児童の出席確認をより厳格化するなど、安心して子供を預けることのできるクラブ環境づくりを進めております。

以上のように、共働き家庭の子育て支援施策として、より安心して利用しやすく、児童の健全育成に適した環境づくりを進めているところでございます。

次に、6点目のメタボリックシンドロームの発見と予防についてでございますが、まず、受診者をふやすことであると思えます。新たな新規受診者をふやす工夫や、生活習慣病の改善が必要な方には1人でも多く保健指導を受けてもらうなどの工夫も必要になります。今後も、健診の受診率と保健指導率の向上に努めてまいります。

次に、2番目の次年度はどこに重点を置いて執行する計画かというご質問でございます。

まず、子育て支援対策につきましては、現在、次世代育成支援対策推進法に基づく利根町次世代育成支援対策行動計画の前期計画、平成17年度から平成21年度まででございますが、これにより保育サービスや放課後児童クラブ等子育て支援対策を集中的、計画的に推進しているところでございます。

保育所につきましては、少子化の影響により児童数は減少しておりますが、核家族化が進み共働き世帯の増加により、保育所の役割が一層高まっているところでございます。

このような中、保護者の負担を軽減するため、生後6カ月以前の低年齢児を受け入れたり、保護者の傷病などにより緊急時の保育需要にも対応している緊急保育サービスも、これまで以上に周知徹底し、利用の拡大を図っていく考えであります。

また、就園していない児童、保護者に対しても、交流目的のサークルや子育てに関する情報提供、相談なども引き続き実施していく予定でございます。

放課後児童対策事業につきましては、共働き家庭の保護者の就労形態が多様化する中、児童クラブがより利用しやすく実効性のある事業となることが求められております。今後も、入級児童の保護者からのご要望やご意見等をお聞きしながら、開設日数や開級時間などを含めた事業内容について、より児童の健全育成に適したクラブの環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

平成21年度は、利根町次世代育成対策行動計画の見直しの年に当たります。今後は、アンケートの調査を実施する予定でございますので、その集計結果を十分に踏まえ、行動計画策定委員会の中で委員の皆様方の意見を集約し、また町の実情も踏まえつつ、計画の見直しを行い、平成22年度から平成26年度までの5カ年間の後期行動計画を策定していきたいと考えております。

次に、障害のある方の支援対策につきましては、先ほどの進捗状況でもご説明したとおり、今年度障害福祉計画を策定する予定でございます。今後は、この障害福祉計画に基づいた障害者福祉を進めてまいります。また、障害者の自立に向け、障害者の特性に応じた柔軟な対応をしていきたいと考えております。

次に、保健関係の重点事業でございますが、町民生活課の国保年金グループとタイアップして実施しております特定保健指導などの生活習慣予防対策でございます。これにつきましては、本来生活習慣の改善が必要な方はメタボリックシンドロームの予備軍該当者以外に、相当数存在します。そのため、限られた人材で効率よく効果的な方法を用いて健康教育等を進めていくことが今後のかぎとなるため、重点事業として進めていく考えでございます。

次に、介護予防における重点事業でございますが、高齢化の進展により、現在、認知症の方々は全国で約169万にもなると言われております。65歳以上の高齢者の15人に1人、85歳以上の4人に1人の割合となっております。

こうしたことから、最近では社会的に大きな関心が集まっており、認知症については報道などにより取り上げられる機会が多くなりました。認知症に対するの誤解や偏見により苦勞されている認知症高齢者やそのご家族を支える福祉のまちづくりを目標に、日常生活の中で認知症の方を見守り支える人・認知症サポーターを来年度も養成してまいります。

また、今年度取り組んだマル特元気アップ事業福寿広場等の介護予防事業を充実させるとともに、利根町リハビリ体操指導士の会による介護予防推進のための体操教室の普及を支援し、高齢者が要介護状態に陥らないよう、またその状態が進まないよう、悪化しないよう支援していきたいと考えております。

さらに、平成13年度に立ち上げました利根プロジェクトの中で、物忘れ予防講座、栄養講座、運動集会などを中心とした認知症予防対策は、今後も利根町の高齢者の健康づくりの施策の柱として継続してまいります。

次に、介護保険事業につきましては、今年度策定する第4期利根町高齢者保健福祉及び介護保険事業計画平成21年度から平成23年度に基づき、適正な運営に努めてまいります。

次に、医療制度関係の中で、医療福祉につきましては、現在、茨城県の制度上、重度障害者以外の受給者の方々には、外来で受診した際に、1回当たり600円を月に医療機関ごと2回まで負担していただいております。これを外来自己負担金といたしますけれども、利根町では、単独事業といたしまして、この外来自己負担金を、乳児、4歳未満幼児、父子、母子家庭に対し、全額助成しているところでございます。

来年度は、乳幼児の医療福祉拡大をいたしまして、これまで外来自己負担金助成対象外でした4歳から6歳までの乳児につきましても、町で全額助成したいと考えております。

また、現在、入院の際には、1日当たり300円を月に医療機関ごとに3,000円を限度として負担していただいております。これを入院自己負担金といたします。この入院自己負担金につきましても、新たに未就学乳幼児に対して町で全額助成をする方向で考えております。これを実施しますと、未就学乳幼児におきましては、保険適用の医療負担が発生しない状況となるわけでございます。

次に、新型インフルエンザについてのご質問にお答えをいたします。

1点目の被害を最小限に食いとめるための対策ということでございますが、県におきましては、平成17年12月に新型インフルエンザ対策本部を設置し、茨城県新型インフルエンザ対策行動計画を策定いたしました。町といたしましても、ベッドタウンとして、また成田空港への往来も安易にできる環境にあり、人の交流が多くなっていることから、新型インフルエンザ患者が流入する可能性が高いため、国及び県で策定した新型インフルエンザ対策行動計画を踏まえ、町として実施すべく具体的な対策とした利根町新型インフルエンザ対策行動計画を策定してまいります。そして、保健所、警察、消防等の関係行政機関及び医師会等医療機関と連携をいたしまして、新型インフルエンザ発生による被害者を最小限に食いとめ、町民生活の安心・安全の確保を目指していきたいと考えております。

2点目の重要課題として取り組むべきことはとのことでございますが、新型インフルエンザは、ほとんどの人が免疫を持っていないため、世界的な大流行となり、大きな健康被害と、これに伴う社会的影響をもたらすと言われております。高齢者に限らず、全町民の健康危機管理に早急に迅速に対応するため、各発生段階に応じた行動計画を策定し、広く関係者に周知し、理解と協力を求めてまいります。

さらに、パンデミック時には、利根町新型インフルエンザ対策本部を設置し、利根町新型インフルエンザ行動計画に基づき迅速かつ的確な対応を講ずるよう、行政及び各関係機関が緊密な連絡を確保し、一体となった取り組みをしていきたいと考えております。

次に、利根町診療所についてでございますが、ご指摘のとおり、国保診療所につきましても、10月14日以降来院者もふえ、大変混雑しております。私も何度か、朝待って行きましたからよく知っています。

また、診察待ちの時間も長くなり、患者の皆様方には大変迷惑をかけているところでございます。今後は、来院される方、また中沢先生、医師の負担もよく考慮いたしまして、改善すべきところがいろいろあると思いますので、それらを点検した上で検討していきたいと考えております。

改善すべき点、私がちょっと見たところでは、やはり受け付け時間の問題、あるいは慢性病患者に対する診療の件、それから新患の急性患者に対するその取り扱い、それから町内に個人で営業されている医療施設への影響も少し考えなくてはなりません。そういったことを考えながら、改善すべきところは改善したいと考えております。

また、町の施設ということで、よく患者のモラルの話も聞いておりますので、その辺も含めた中で考えていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 町民生活課長高野光司君。

〔町民生活課長高野光司君登壇〕

町民生活課長（高野光司君） それでは、佐々木議員のご質問にお答え申し上げます。診療所は、今現在、朝の8時半ですけれども、もっと早くあけることできないかと。こ

こに来て寒いしということでございます。その件につきましても、私ども認識しております、なるべく早くあけたいということで、今現在、受け付け業者、窓口業者がいるわけですけれども、そこにもっと早くできないかということで打診はしているんですけれども、その方もパートというか、請負、派遣業者なものですので、8時半前になると随分早くから来なきゃいけないということで、今の人ではちょっと無理だよということを承っております。

じゃあ、近くにだれかいないのかということで、考えたんですけれども、実際1時間ないし30分早目に来たとしても、1時間当たり賃金ですと700何十円の世界ですので、それ1カ月2日にしますと1万何千円、2万円にならないものですから、そこら辺はなかなか声かけづらいなという形で考えております。

ただ、今、住民の患者さんから、朝何とかしてよという形が実際来ております。これは診療所の開設以来の問題だと思います。一時期は、朝の清掃という形で清掃をやっていた業者があって、そのときに開放して1時間ぐらい前にやったという経緯があるらしいです。そのときに、受け付け簿ですか、そこに名前を書いて、自分の名前だけ書けばいいんですけれども、ほかの人の名前も書いたとか、あと7時だと7時前に1時間以上も前に並んでいたと、何とかしろよという意見もあったということで、紆余曲折ありながら今の状態になったという話は確認しております。

じゃあ、そのままにしておけばいいのかという問題ではありませんけれども、先ほど言いましたとおり、やっていただける人がいればお願いしたいなという感じでおります。

ただ、定期的に必ずやるという形でやらないと、やるときとやらないときがあると困りますので、そこら辺は考えております。

職員はどうするんだということでもありますけれども、現在、通常ですと役場の勤務は5時半ですけれども、通常ベースで10月14日前までは大体1時間残業の6時半まで勤務をしていたという状況です。そして、10月14日以降、先ほど町長言いましたとおり、一病院が閉館、休診したということで急に患者さんがふえました。通常ですと、朝は10人以下だったんですけれども、それ以降は15人ぐらいの人が並んでいたということで、また患者さんの数も通常50人ぐらいで、今言ったように6時半に終わっていたんですが、ここ11月までですと、大体10人から15人ほど患者さんがふえたということです。そうしますと、7時ないし先生が帰るのは8時過ぎると。その体制が先生と看護師と保健師と事務員ということですので、職員に朝来てやれよというのは、積極的には、体制は酷だなという感じがしております。その関係上、業者を頼んでいる、見つけているということでもあります。

12月5日と8日ちょっと確認しましたら、12月5日では朝は3人の方が並んでいたということですね。12月8日は7人ということで、大分落ちついてきたのかなと。あと、患者さんの数も、12月1日から5日間平均しますと、通常ベースに戻って、通常50人なんですけど、52、53名ということですので、やっと落ちついたのかなという気がしますので、これ

以上多くの患者さんに迷惑かけるようでありましたらば、また積極的に、朝のこと、並びに臨時の看護師さんを頼むとか、いろいろな対策を講じていきたいと考えております。

今現在は、繰り返しになりますけれども、朝やっていただける業者等を今見つけているという状況でございます。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 健康福祉課長師岡昌巳君。

〔健康福祉課長師岡昌巳君登壇〕

健康福祉課長（師岡昌巳君） それでは、ごみ収集に関しましてお答え申し上げます。

現在、利根町の新型インフルエンザ対策行動計画を策定中でございますが、その中で、県内の流行期におきまして、公共交通機関、またライフラインの確保ということで、ごみ処理機能の維持を図るということで計画をしております。また、同時期にごみの排出抑制ということで、通常のごみ収集回数の維持が困難になる事態に備えまして、町民や事業者にごみの減量化を求める要請を行っていくと。また、ごみ処理状況の調査を行うということで、これが次の県内流行期後期も同じような行動計画でございます。

また、この行動計画よりさらに詳しい具体的な新型インフルエンザの行動マニュアルを策定して、その後に対応していきたいと考えております。

以上です。

議長（岩佐康三君） 佐々木喜章君。

8番（佐々木喜章君） ただいま町長、担当課長より今年度の施政方針の福祉・保健・医療における3項目、合計11点につきましてご答弁をいただいたわけですが、再質問をさせていただきます。

まず、施政方針における福祉関係は、平成19年度の施政方針を見てもほとんど変わっておりません。今年度新規事業として入ったのは後期高齢者医療制度ですが、この事業は国が決めた事業ですから、当然速やかに実施しなければなりません。

そこで、1点目、毎年施政方針に掲げているこれらの各事業をどのように充実していくと考えておりますか。

2点目、後期高齢者医療制度ですが、制度が開始されて8カ月経過しましたが、この制度における問題点はどのようなところにあるのでしょうか。

3点目、特定健康診査ですが、これはメタボリックシンドロームの発見と予防を主な目的としておりますが、受診者は、先ほどの町長の説明ですと1,300名であると答弁していただきましたが、全体の何%に当たるのでしょうか。また、健康診断の受診者をふやすための対策、1人でも多く保健指導を受けてもらおうと答えておりますが、この受診者をふやすための対策をお聞かせください。

次に、新型インフルエンザについてお伺いいたします。

インフルエンザのピークは、発生からおおむね6週目と言われております。発生から終

息まではおおむね3カ月から4カ月を必要とし、死亡率は1から3%と言われております。利根町は、約25%が65歳以上の高齢者です。高齢者は免疫力も低下しており、インフルエンザにかかる可能性が高いので、より具体的な対策を講じるべきではないでしょうか。

次に、診療所の充実についてお伺いします。

先ほど1回目の質問のときも申し上げましたが、担当課長の説明ですと、大分落ちついてきていると。たまたま私が朝並んだときにそういう状態だったと。それにも増して、中に入ったら、インフルエンザの注射の予約で入った患者さんだと思うんですが、高齢者の方ですが、中で受け付けとけんかです。こんな3時間も4時間も待たされて冗談じゃないわと、キャンセルして私は帰るよと、そんなふうなことも私が行ったときには見られました。これではちょっと問題があるのではないかと思って、今回質問したわけです。

先ほども申し上げましたが、朝並んでいるときも、こういうことを議員に言って何とかしてもらうんだよと。これはある惣新田の元町会議員の方だったんですが、これら何もやらないんだから、こういうので何とか町に訴えていかなきゃなと、みんなに声をかけてじろっと見られた次第でございます。私もその場において、これは寒いのに大変だなと感じたので、今回質問した状態です。

先ほど私が申しあげましたノートで、名前を書いて、車の中で待っているような方法も本当はいいんじゃないかと私は思います。その時間にいなければ、名前書いても飛び越えていくわけですから、そんな簡単な方法でも試してみる価値はあるんじゃないかと思いません。

それに、午前中診察券を上げて、ちょっと中沢先生とも話したんですが、午前中の診療が午後にずれ込んで、当たり前のように2時、3時、4時近くまで、いつ飯食うんだろとちょっと心配したところでございます。診療所に、毎週水曜日ですが、筑波大の先生がもう1人来てくれておりますが、週1回ではちょっと中沢先生の体が心配になってしまうと思うのは私だけでしょうか。何らかの打開策を講じるべきではないでしょうか。

以上、3項目、5点につきましてご答弁をお聞かせいただきたいと思えます。

議長（岩佐康三君） 健康福祉課長師岡昌巳君。

〔健康福祉課長師岡昌巳君登壇〕

健康福祉課長（師岡昌巳君） どのように充実を図っていくのかということでございますが、先ほど町長が来年度どこに重点を置いて執行するかということで述べましたように、その中でも高齢者介護予防ということで、高齢者の自立支援に向けまして、現在介護予防講座を実施しておりますが、先ほど言いましたように、福寿広場、これが第1から第4の水曜日、毎週水曜日午前10時から午後3時まで実施しております。これは体力の維持向上を図ったり、また手工芸や各種レクリエーションによりましてだれもが参加でき、楽しめる場を創出して、引きこもり防止を図ると。そういったことで、高齢者の自立支援につきましては、福寿広場、あるいはふれあい広場、音楽クラブ等を実施しています。

また、障害者のサービスにつきましても、どのように充実するかということでございますが、今年度障害福祉計画の見直しを実施しておりますので、その中で600数十名の障害者の方にアンケートを実施いたしまして、その方々の要望等を今回の計画で取り入れてございます。その中で事業を実施していくということでございます。

また、放課後児童対策につきましても、開所日数の拡大等を考えてございます。

それから、特定健康診査の受診率のアップということでございますが、これにつきましては各該当者に個人通知を出しておりますので、そういったことでまた受診者がふえてくるのではないかと考えております。

それから、新型インフルエンザについては、ちょっと質問……済みません。

8番（佐々木喜章君） 具体的には、高齢者の体には……。

健康福祉課長（師岡昌巳君） 体に抵抗というか、体力が不足している高齢者、あるいは小さいお子さん等の確率は高くなるかと思えます。ただ、現在の鳥インフルエンザH5N1型に罹患している方で死亡率が高いのは、10代、次に30代、そのあと20代というふうに、体力のある方が死亡が多いというような現状でございます。先ほども言いましたように、高齢者だけでなく町民全体の健康を維持していくということで対策を講じていきたいと考えております。

議長（岩佐康三君） 町民生活課長高野光司君。

〔町民生活課長高野光司君登壇〕

町民生活課長（高野光司君） お答え申し上げます。

後期高齢者制度が始まって8カ月ということで、どんな問題点になっているかということでございますけれども、制度が4月から始まりましたけれども、その時点から、既に後期高齢者制度の中身がよくわからないよという形で電話等をいただきまして、4月から始まって5月の連休まで、窓口及び電話等で住民の方にご説明、ご理解をさせていただいたということでございます。

その間におきましても、いろいろ広報紙で、19年度ですか、5月、7月、9月、11月、1月、3月という形で、対象者の方には広報紙並びに直接文書等でお送りしたんですけれども、やはり高齢者ということと、またテレビ等で言われているようにいろいろ複雑過ぎる制度だということと相まってなかなかご理解いただけない。それがいろいろな新聞並びにテレビで報道されたという形でございます。

それで、先ほど言いましたとおり、4月からの問題点があった関係上、国においても、軽減の幅を広げたり、口座の特徴から普通徴収でいいよという形で何度か制度改正があって、我々もそのたびにいろいろな通知を出したり、軽減世帯が今度150人ほどふえたんですね、その制度改正で。それに伴う通知だとか、還付もそれによって生じるという形で、大変窓口は混雑しております。

また、今後とも新年度に向けて制度が改正するという形を聞いておりますので、それを

直接高齢者、今、2,000人近くいるんですけれども、1,874人いるんですけれども、その方たちに文書、広報等、また窓口、電話等でこれから詳しく説明していかなくちゃならないという作業があるということで、ここ1年間の反省を含めて、より細かい形で理解に努めさせていきたいと思えます。

続きまして、特定健診ということで、何%だということでございますけれども、これにつきましては、町の方で特定健診・特定検査等実施計画をつくっております。それは平成24年度までに受診率を65%に下さいという国の方の決まりがあります。それに向けて行っております。

それで、平成20年度におきましては受診率を30%という計画をしております。20年度の国保の加入者が4,395人おります。30%ですと1,317人ということで、約30%をクリアしているという状況でございます。

また、引き続き来年は、計画ですと40%の方がおりますので、1,800人ほど受診していただくという計画を持っております。

今年度は、通知、はがき等で、また広報等でやりました。今までの健診につきましては広報紙等でしか知らせておりませんけれども、特定健診につきましては、直接ダイレクトでその方に健診の時期等をお知らせしておりますので、引き続きダイレクトでメールで受診を呼びかけていきたいと考えております。30%ということでございます。

あと診療所でございますけれども、やはり長年の懸案というか、インフルエンザの件ちょっと出ましたけれども、水曜日に、先ほど佐々木議員が言われたように坂本先生というのがいらしてまして、特別にインフルエンザ専用受け付けをして、その先生にお願いしているということで、1日25人ということでありますので、フルにその先生を活用してやっているということでございます。

朝の開放ですけれども、やっていただける方を探して、なるべく努力していきたいと思えますけれども、先ほど言いましたとおり大分落ちついてきましたので、そこら辺はご了承いただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 佐々木喜章君。

8番（佐々木喜章君） 最後になります。町長及び担当課長から内容の濃い、わかりやすい答弁をいただきました。まことにありがとうございます。

特に新型インフルエンザや診療所対策等は、速やかな計画を立てて進めなければならない問題です。皆さんに本当に苦労かけますが、みんなで協力して、住民、町いろいろなところで協力し合って、いろいろないい方法出して、いいまちをつくっていくというのが我々も目的ですので、みんなで一緒に頑張っていきたいと私も考えております。

最後に、いま一度、町長の新型インフルエンザと診療所の具体的な対策をお聞きします。

それと、新型インフルエンザについて被害を最小限に食い止めるための対策として、学

校の対応がまだ答えていただけていないと思います。

それと、後期高齢者医療制度、これ滞納なんかの問題点はないんでしょうか。老人保健ですと滞納しても保険証が手元に届いたり、さっきの子供に健康保険が届かないという西村議員の質問と関連したような感じですが、後期高齢者の医療保険制度で、滞納していると医療保険証が届かないんですよね。そういう問題があるのかどうかをお聞きして、私の質問を終わりにします。

議長（岩佐康三君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） お答えいたします。

一番最後の件は課長から答弁させたいと思います。

新型インフルエンザにつきましては、発症しないことを祈りながら、また目に見えないものでございますので、県等の行動計画に倣った中で、町の行動計画も策定していきたい。それで、早急に、住民がパニックにならないように周知、広報をしていきたいと思っております。

それから、診療所、大変これから寒くなりますので、中のいろいろな患者のお話はとまかくといたしまして、とにかく早く待合室の中に入れてあげたいというのがあるんですよ。そういうことも踏まえて、ご近所の方にもう1回聞いてみたいと思っております。

数字的には、17年度までは、この診療所、施設勘定赤字だったんですけども、18年、19年黒字ということもございます。黒字になったから、即医師を求めて拡充するというのも、町内に営業しております他の医療機関との整合もございますので、早急な対応は大変難しいなと思っておりますのでございます。

ですから、経営上は黒字なので、いいというふうに思うのですけれども、裏を返せばそれだけ患者がふえたということにもなるかと思っておりますので、その辺も踏まえて、中沢先生一生懸命やる先生なんですよね。ですから、本当に体を壊されるとどうにもならないので、その辺も踏まえながら、相談しながら改善していきたいと思っております。ご協力いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩佐康三君） 町民生活課長高野光司君。

〔町民生活課長高野光司君登壇〕

町民生活課長（高野光司君） お答え申し上げます。

後期高齢の資格証明ということでございますけれども、ちょうど4月ですから、来年の4月に滞納者が発生するというところでございます。それで、今、後期高齢の事務局では、対応マニュアルをつくっている最中でございます。短期保険証並びに資格証明、基本的には国民健康保険の法律に従ってやるという制度ですので、茨城県もそうなんですけれども、各県どのような対策するのかというのが、今、いろいろな情報をもって広域でつくっているということでございます。

今ちょっと、11月27日に文書来ているんですけども、大変厳しいなという感じがします。そして、滞納は、我々窓口ですね。保険料ですから、介護保険と同じように我々が75歳以上の方の自宅に行って均等割のやつを滞納している方についてはお願いするという、大変これを見ると苦しい思いがしております。ただ、制度ですので、やっていかなきゃならない。ただ、国保もいろいろ今政治的に動いていることなので、希望的観測ですけども、まだ言っていないかどうかわかりませんが、少し柔軟に対応できれば、特別な事情という形で柔軟にできればいいなという、個人的な感想を持っています。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 教育委員会事務局長鬼沢俊一君。

〔教育委員会事務局長鬼沢俊一君登壇〕

教育委員会事務局長（鬼沢俊一君） お答え申し上げます。

県内に新型インフルエンザが発生した場合には、県の行動計画においては、町に対して臨時休校の要請が来ることになっております。教育委員会としては、新型インフルエンザ発生時の対応については、国、県等が発信する情報を収集する体制を整備するとともに、県教育委員会、保健体育課及び県の保健所などとの連絡体制を強化し、また利根町新型インフルエンザ対策行動計画に基づきまして、町の関係各課及び学校との連携を図り、情報共有体制をとりまして、学校を通じて保護者へ速やかに情報提供いたしまして対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 佐々木喜章君の質問が終わりました。

議長（岩佐康三君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

明日12月10日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後4時30分散会